

第7次小樽市総合計画

基本計画（原案）

令和元年5月

小樽市

目次

I	基本計画について	1
II	施策の体系	2
III	人口減少・少子高齢化への対応	4
1	人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～	5
2	将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～	10
IV	まちづくり 6つのテーマ	
1-1	子ども・子育て支援	14
1-2	学校教育	18
2-1	地域福祉	22
2-2	高齢者福祉	24
2-3	障がい者福祉	26
2-4	保健衛生	28
2-5	地域医療	32
2-6	男女共同参画社会	34
3-1	農林業	36
3-2	水産業	38
3-3	商業	40
3-4	工業・企業立地	42
3-5	観光	46
3-6	港湾	50
3-7	雇用・労働	54
4-1	上下水道	58
4-2	道路・河川	62
4-3	住宅	64
4-4	除排雪	68
4-5	市街地整備	70
4-6	交通	72
4-7	防災・危機管理	74
4-8	消防	78
4-9	生活安全	80
5-1	環境保全	84
5-2	循環型社会	86
5-3	公園・緑地	90
5-4	都市景観	92
6-1	社会教育	96
6-2	文化芸術	100
6-3	スポーツ・レクリエーション	102
6-4	国際交流	104
V	市政運営の基本姿勢	
1	市民参加と協働によるまちづくりの推進	106
2	持続可能な行財政運営の推進	108
3	広域連携の推進	111

I 基本計画について

1 趣旨

この基本計画は、第7次小樽市総合計画基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の具体的な内容を示すものです。

2 計画期間

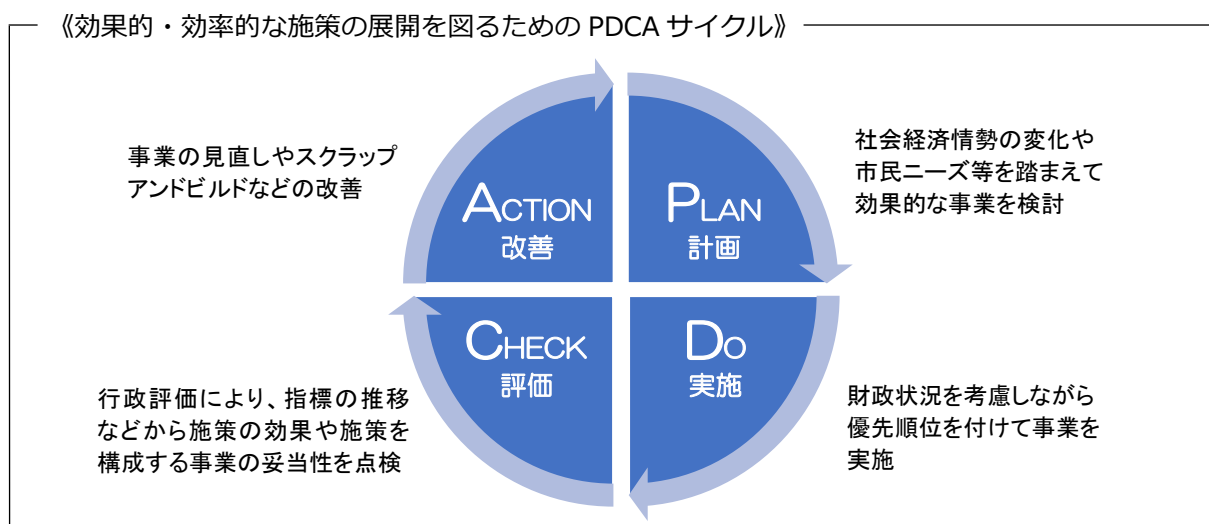
この基本計画の期間は、基本構想と同様、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。ただし、策定から5年後をめぐりに中間見直しを行うものとするほか、必要に応じて見直しを検討することとします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	[Blue bar]									
基本計画	[Green bar]					見直し反映				
					見直し					

3 計画の推進について

計画の推進に当たっては、限られた資源で市民満足度向上などの成果を上げていくことを目指して、基本計画に沿って、社会経済情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえて毎年度効果的な事業を検討し、財政状況を考慮しながら優先順位をつけて事業を実施します。

そして、行政評価により、基本計画に設定した指標の推移などから施策の効果や施策を構成する事業の妥当性を点検し、事業の見直しやスクラップアンドビルドなどの改善を行う「PDCAサイクル」を確立し、より効果的・効率的な施策の展開を図ります。



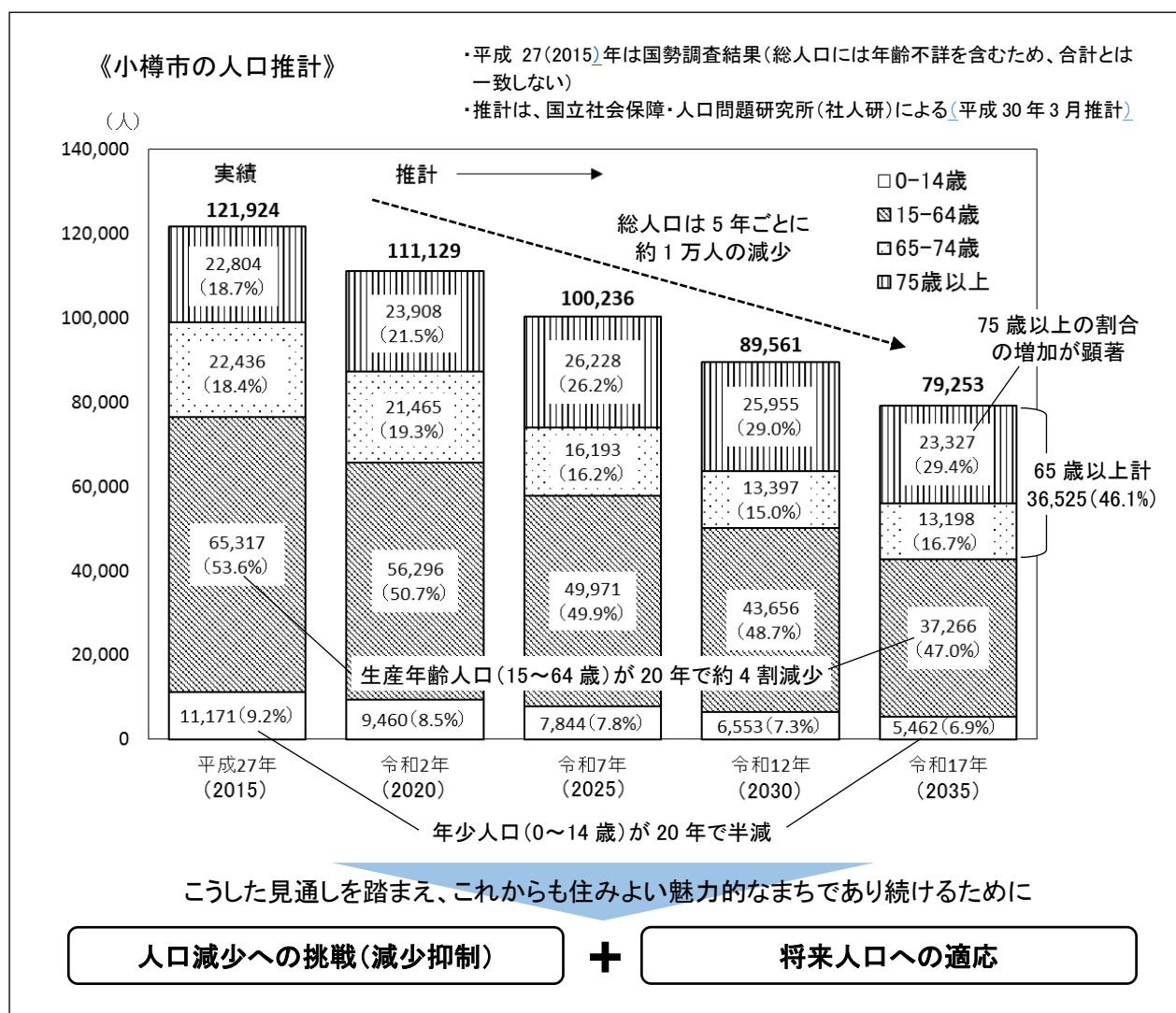
II 施策の体系

テーマ	施策	小施策
人口減少・少子高齢化への対応	1 人口減少への挑戦	(1) 次世代をつくる (2) しごとをつくる (3) 暮らしの魅力をつくる (4) にぎわいをつくる
	2 将来人口への適応	(1) みんなで支え合う (2) 将来に備える
まちづくり 6つのテーマ		
テーマ1 安心して子どもを 生み育てることの できるまち (子ども・子育て)	1-1 子ども・子育て支援	(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 地域子育て支援の推進 (4) 子どもを守る仕組みの充実 (5) ひとり親家庭への支援 (6) 地域活動団体への支援とリーダーの養成 (7) 見守り育てる環境づくり (8) 子どもの基本的人権の尊重と保護
	1-2 学校教育	(1) 未来を創る力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 家庭・地域との連携・協働の推進 (5) 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現
テーマ2 誰もがいきいきと 健やかに暮らせる まち (市民福祉)	2-1 地域福祉	(1) 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進 (2) 多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築 (3) 支援が必要な方が外出しやすい環境づくり
	2-2 高齢者福祉	(1) 健康づくりと介護予防の取組の推進 (2) 地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進 (3) 高齢者の生きがいづくりの推進
	2-3 障がい者福祉	(1) 自立と社会参加の促進 (2) 地域生活の支援体制の充実 (3) バリアフリー社会の実現
	2-4 保健衛生	(1) 健康づくり施策の推進 (2) 健康危機管理体制の整備 (3) 食と生活環境の安全確保 (4) 人と動物が共生できる環境づくり
	2-5 地域医療	(1) 良質で安全な医療の提供 (2) 救急医療体制の充実 (3) 市立病院の経営効率化と役割の明確化
	2-6 男女共同参画社会	(1) 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり (2) あらゆる分野への男女共同参画の推進 (3) 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり
テーマ3 強みを生かした産 業振興によるにぎ わいのまち (産業振興)	3-1 農林業	(1) 農業経営基盤の強化 (2) 市民に親しまれる地域農業の推進 (3) 森林環境の保全
	3-2 水産業	(1) つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進 (2) 漁場環境の保全・漁業基盤の整備 (3) 地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進
	3-3 商業	(1) 創業の促進及び経営の安定化 (2) 買い物環境の魅力向上 (3) 流通構造の変化に対応した卸売機能の強化 (4) 商店街・市場の振興
	3-4 工業・企業立地	(1) 経営基盤の強化と創業の促進 (2) ネットワークの形成と地場産業の活性化 (3) 地場産品の販路拡大と新たな市場開拓 (4) 企業誘致活動の強化
	3-5 観光	(1) 小樽の魅力を深める取組 (2) 小樽の魅力を広げる取組 (3) 小樽の魅力を共有する取組
	3-6 港湾	(1) 物流の活性化 (2) 「みなと観光」拠点の創出 (3) 安全・安心対策の推進 (4) 石狩湾新港との連携
	3-7 雇用・労働	(1) 安定した雇用の確保 (2) 多様な人材の就労支援と地元定着の促進 (3) 職業能力の開発・向上 (4) 労働環境の整備

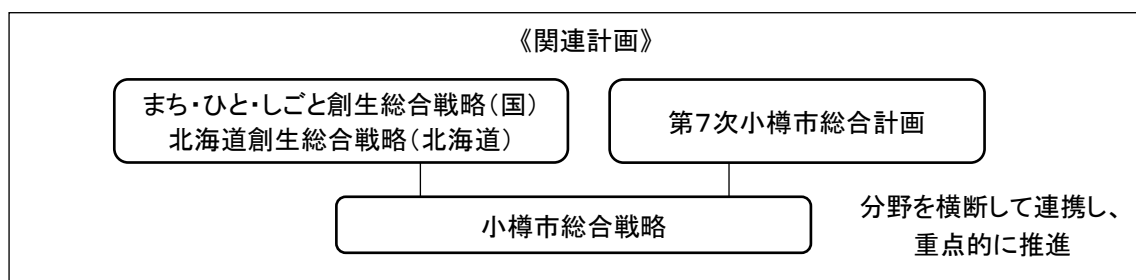
テーマ	施策	小施策
テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち (生活基盤)	4-1 上下水道	(1) 安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造 (2) 上下水道機能の維持・強化 (3) 経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営 (4) 危機管理対策の充実と広域連携の推進
	4-2 道路・河川	(1) 道路の整備、維持管理 (2) 河川の整備、維持管理
	4-3 住宅	(1) 安全・安心で快適な住宅の促進 (2) 市営住宅の整備活用 (3) 空家等対策 (4) 移住促進に向けた情報提供などの充実
	4-4 除排雪	(1) 効率的な雪対策の充実 (2) 市民との協働による雪対策の検討 (3) 雪堆積場等の確保
	4-5 市街地整備	(1) 中心市街地の整備 (2) 周辺市街地の整備 (3) 新幹線を活用したまちづくりの取組
	4-6 交通	(1) 持続可能な交通ネットワークの構築 (2) 交通基盤・交通環境の整備・充実
	4-7 防災・危機管理	(1) 防災対策の推進 (2) 災害応急活動体制や危機管理体制の強化
	4-8 消防	(1) 警防体制の整備 (2) 火災予防の推進 (3) 救急救助体制の充実 (4) 消防団の強化
	4-9 生活安全	(1) 交通安全の推進 (2) 防犯体制の推進 (3) 消費生活の安定と向上
テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち (環境・景観)	5-1 環境保全	(1) 市民生活における環境保全対策の徹底 (2) 地球温暖化防止対策の推進 (3) 環境意識の高揚 (4) 人と自然の共生
	5-2 循環型社会	(1) 3Rの推進に向けた自主的な取組への支援 (2) ごみ・資源物の適正処理 (3) し尿などの適正処理
	5-3 公園・緑地	(1) 緑の保全 (2) 公園・緑地の整備推進と維持管理の充実 (3) 市民との協働による緑化の推進と支援
	5-4 都市景観	(1) 歴史的建造物の保全及び活用 (2) まちなみ景観の創出 (3) 自然景観等の保全 (4) 市民との協働による景観形成
テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち (生きがい・文化)	6-1 社会教育	(1) 「学び」と「活動」の循環の推進 (2) 生涯各期における学習機会の充実 (3) 図書館の利活用の促進 (4) 総合博物館の利活用の促進 (5) 文学館、美術館の利活用の促進
	6-2 文化芸術	(1) 文化芸術の振興 (2) 文化財などの保存と活用
	6-3 スポーツ・レクリエーション	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上 (2) スポーツ団体との連携と競技力の向上 (3) 体育施設の整備と利用促進
	6-4 国際交流	(1) 姉妹都市等との交流 (2) 外国人が暮らしやすい環境づくり
市政運営の基本姿勢	1 市民参加と協働によるまちづくりの推進	(1) 市民参加型の市政運営の推進 (2) 地域コミュニティ活動の活性化 (3) 民間企業や大学等との連携
	2 持続可能な行財政運営の推進	(1) 財政健全化の推進 (2) 効果的・効率的な行政経営の推進 (3) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化
	3 広域連携の推進	(1) 行政区域を越えた連携の推進 (2) 広域的、長期的な課題解決への取組

Ⅲ 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少と少子高齢化の進行は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。本市がこれからも住みよい、魅力的なまちであり続けるためには、少子化と転出超過を改善して人口減少の抑制を図りつつ、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応していく必要があります。



これらは様々な要素が絡み合った複合的な課題であるため、人口対策の視点で施策を関連付けるとともに、分野を横断して課題を共有し、連携して取り組みます。また、本計画及び国・北海道の地方創生関連計画を踏まえて「小樽市総合戦略」を策定し、重点的に推進します。



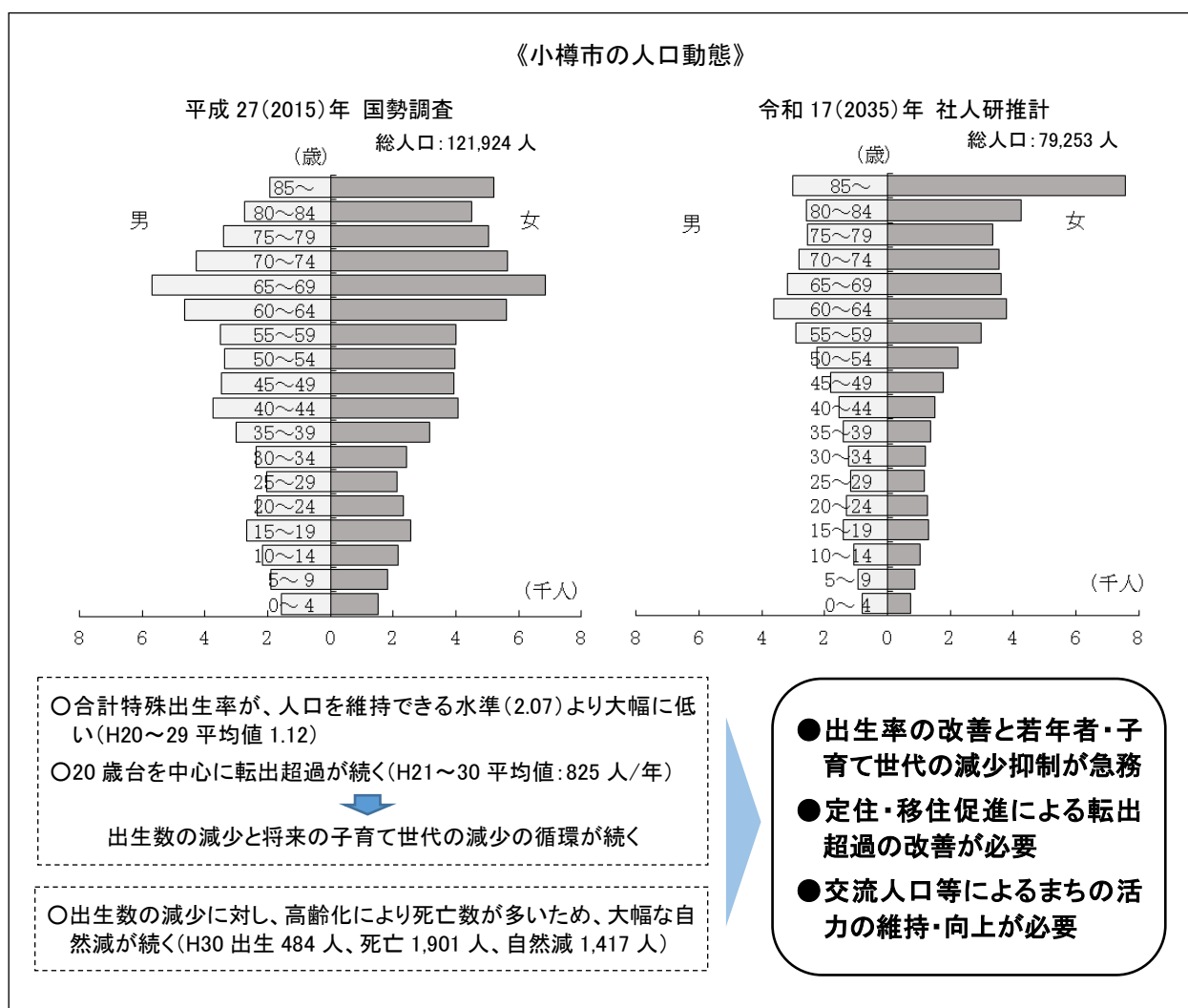
1 人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～

■現状と課題

本市では、未婚化の進展などにより低い出生率が続いていることと、若年層の大都市圏などへの転出超過による子育て世代の減少が相まって出生数が減り続け、それが将来の子育て世代の更なる減少を招くことから、今後も少子化が進行し、将来のまちを支える世代の大幅な減少が予想されます。

このため、子育ての希望がかなえられる環境を整えて出生率の改善を図るとともに、教育環境の充実など子育て世代にとって魅力あるまちづくりと、郷土への誇り・愛着の醸成や安定した働く場の確保などによる若年者の地元定着に努め、若年者・子育て世代の減少を抑制することが急務となっています。

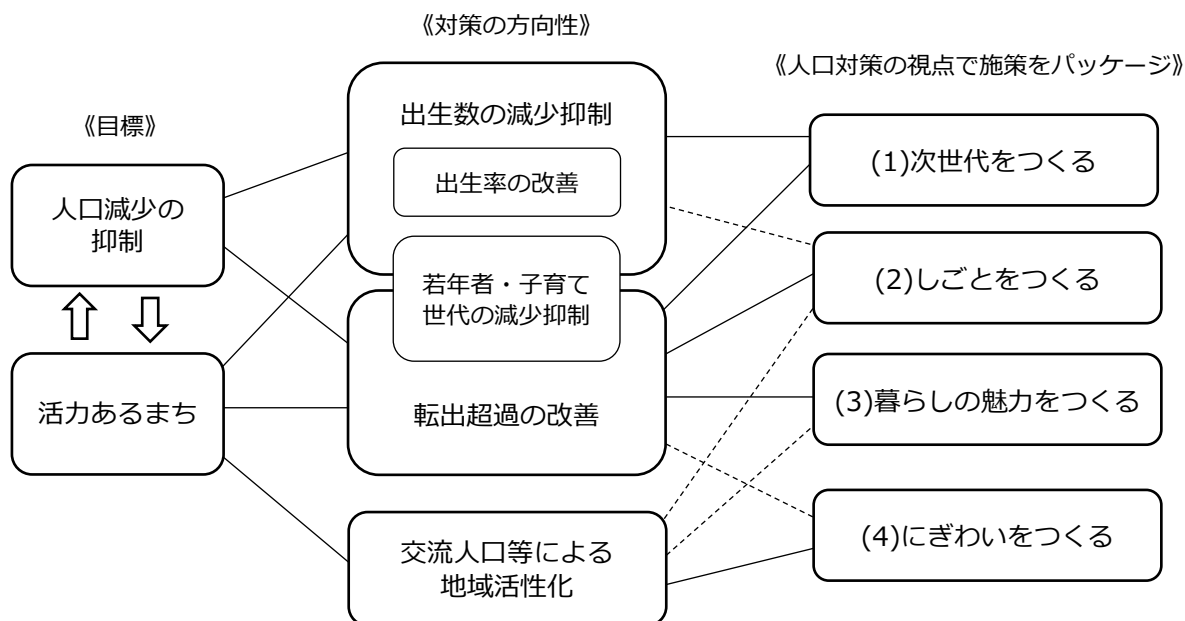
また、移住に関する地域間競争が厳しさを増す中で本市の転出超過を改善していくためには、買い物環境や交通、除排雪など、居住の意思に関わると考えられる要素を意識して暮らしやすさの向上を図り、市民に住み続けてもらうとともに、移住を希望する人に選ばれるよう、豊かな自然環境などの本市の暮らしの魅力をターゲットに着実に届ける必要があります。



観光客や通勤・通学者、買い物客、季節居住者などの交流人口は、まちににぎわいと消費をもたらし、雇用創出や民間の投資促進、それらに伴う税収の増加など、大きな経済波及効果を生み出し、まちの活力の維持・向上に寄与します。また、本市を訪れ、親しみを持ってもらうことで、移住につながることも期待できることから、まちの魅力の磨き上げと効果的な情報発信などにより、交流人口の更なる増加や滞在時間の延長、消費の拡大に努める必要があります。

このほか、近年、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」という概念が提唱され、地域外の人材が地域活性化の担い手となることが期待されています。

■ 施策の体系



■人口対策の視点

(1) 次世代をつくる

～子育ての希望をかなえ、未来の創り手を育む環境づくり～

主な取組	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世代包括支援センターの開設による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実 ○ 子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの検討 ○ 周産期医療体制の維持と小児救急医療の充実 ○ 子育てに関わる医療費の負担軽減 ○ 延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実 ○ 地域子育て支援センターや地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実 ○ 児童館や児童センターなど、子どもが安全、安心して過ごせる居場所の充実 	1-1 子ども・子育て支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や望ましい学習習慣の確立による確かな学力の育成 ○ 職場体験等の活動を通して「ふるさと小樽」のよさに気づき、自己の将来について考えを深めるキャリア教育の充実 ○ 小樽の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深め、郷土への誇りと愛情を育むふるさと教育の充実 	1-2 学校教育
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及・啓発 	2-6 男女共同参画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯への市営住宅の供給 	4-3 住宅
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備 	5-3 公園・緑地

(2) しごとをつくる

～地域産業の活性化による安定した働く場の確保と、若年者の地元定着～

主な取組	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成に向けた取組 	3-1 農林業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元水産加工品のブランド化の推進及び販路拡大、商品開発の促進 ○ 「小樽の水産物」のファンづくりの推進及び情報発信、地産地消の推進 	3-2 水産業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業起業者の育成及び経営安定化のため、財務・会計や販売・マーケティングなどの知識習得及び向上を支援 	3-3 商業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携した相談体制、創業希望者の掘り起こし、補助制度などによる創業の支援 ○ 産学官金や異業種連携などのネットワーク形成によるイノベーションの推進 ○ 新たな国内販路の開拓と物産展や展示会、商談会などへの出展支援 ○ 海外展示商談会などを通じたアジアなど新たな市場における販路開拓 ○ 首都圏等でのプロモーションや地場企業とのビジネスマッチングなどの企業誘致活動 	3-4 工業・企業立地

主な取組	関連施策
○ 小樽港の利用促進に向けたポートセールスの強化	3-6 港湾
○ 若年者に対するキャリア教育や地元企業とのマッチング機会の創出など、地元企業への定着促進及び早期離職対策への取組	3-7 雇用・労働

(3) 暮らしの魅力をつくる

～安全・快適な住環境づくりと、移住の促進～

主な取組	関連施策
○ 商店街や市場におけるにぎわい・ふれあいや回遊性を高める魅力づくりへの支援	3-3 商業
○ U I J ターン希望者に対する求人情報の提供	3-7 雇用・労働
○ 公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善 ○ 管理不全な空家等への対応 ○ 東京圏からの移住者に対する支援金支給 ○ 空き家・空き地バンク制度などによる住宅土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施 ○ ターゲットに合わせた効果的な移住情報の提供や、移住希望者のニーズ把握方法の検討	4-3 住宅
○ 効率的で持続可能な雪対策の検討	4-4 除排雪
○ 鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化	4-6 交通
○ ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え	4-7 防災・危機管理
○ 公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備【再掲】	5-3 公園・緑地

(4) にぎわいをつくる

～交流人口等による消費の拡大と地域活性化～

主な取組	関連施策
○ キャッシュレス化や多言語化対応の推進など、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備	3-3 商業
○ 国内外での観光キャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化 ○ 外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備 ○ 映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進 ○ 地域DMO設立など観光推進体制の強化	3-5 観光
○ クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化 ○ クルーズ船受入機能の拡充、歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間を創出する第3号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進	3-6 港湾

主な取組	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整 ○ 北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業効果の波及に向けた官民連携によるアクションプランの推進 	4-5 市街地整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市内交通及び広域交通にかかる道路整備等について、国や北海道などへの要望活動を実施 	4-6 交通
<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的建造物の所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全 ○ 景観条例・屋外広告物条例等の周知や適切な運用による、まちなみに配慮した建築物等の景観誘導の推進 	5-4 都市景観
<ul style="list-style-type: none"> ○ 動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復など、総合博物館の利活用促進 ○ 特別展や企画展、講座の充実など、文学館・美術館の利活用促進 	6-1 社会教育
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用 	6-2 文化芸術
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係人口の拡大と関わりの深化に向けた施策の検討 	(今後検討)

■ 指標

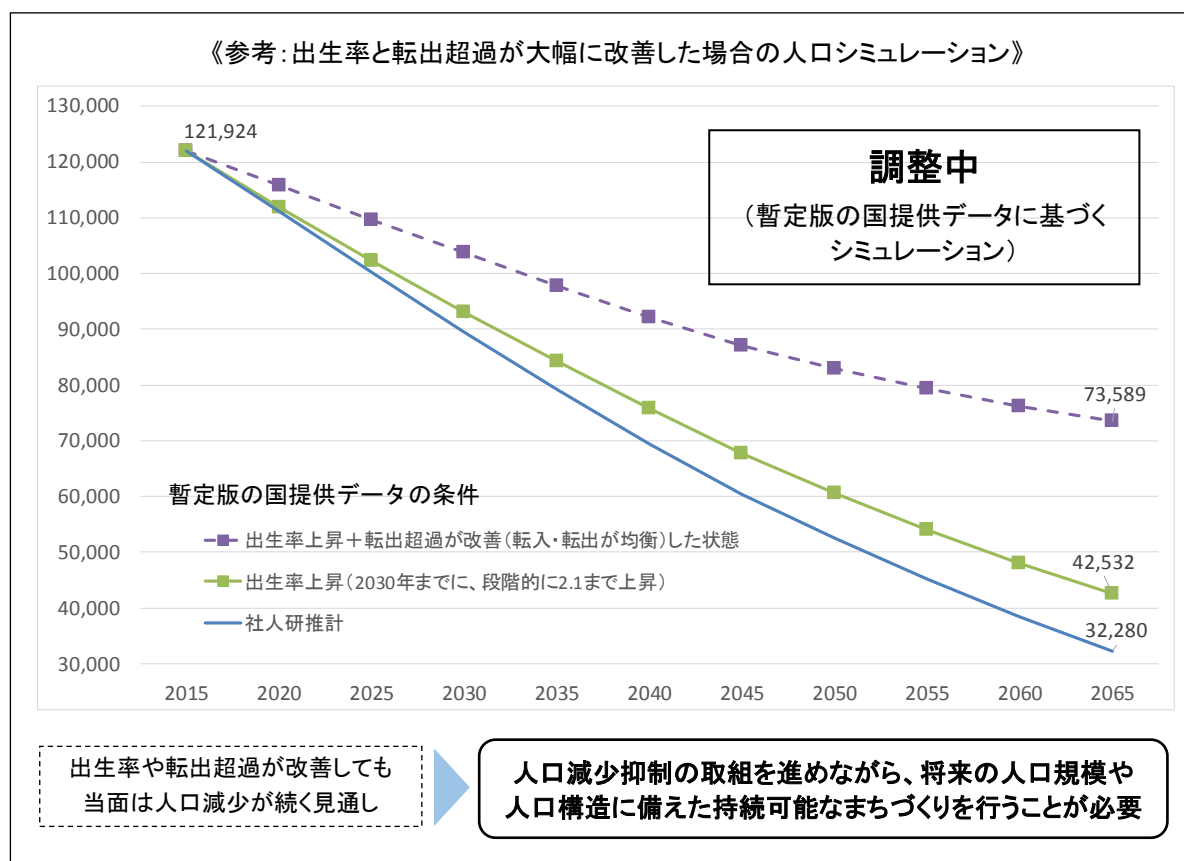
指標の内容	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.12 (H20～29平均値)	1.27 (R1～10平均値)
転出超過数	825人 (H21～30平均値)	660人 (R1～10平均値)
子育てがしやすいと感じている市民の割合 (⊕1-1子ども・子育て支援)	—	基準値より増(R10)
雇用保険一般被保険者数 (⊕3-7雇用・労働)	33,492人(H30)	33,492人(R10)
快適な住環境と感じている市民の割合 (⊕4-3住宅)	—	基準値より増(R10)
移住相談窓口を利用した移住人数 (⊕4-3住宅)	112人 (H21～30合計)	146人 (R1～10合計)
小売業の年間商品販売額 (⊕3-3商業)	1,298億円(H28)	1,298億円(R10)
観光客消費額 (⊕3-5観光)	1,255億円(H25)	1,500億円(R10)

2 将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～

■現状と課題

本市の人口構造は、高齢層と比べ、現在の子育て世代及び将来の子育て世代となる層が少ないため、出生率や転出超過が改善しても、当面は人口減少が続く見通しです。

このため、人口減少抑制の取組を進めるとともに、将来の人口規模や人口構造に備えた持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。



本市では若い世代の減少スピードが早いため、総人口に占める高齢者の割合は上昇を続け、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和17(2035)年頃には高齢者人口(65歳以上)と生産年齢人口(15~64歳)がほぼ同数となり、中でも後期高齢者(75歳以上)の割合の上昇が顕著となっています。

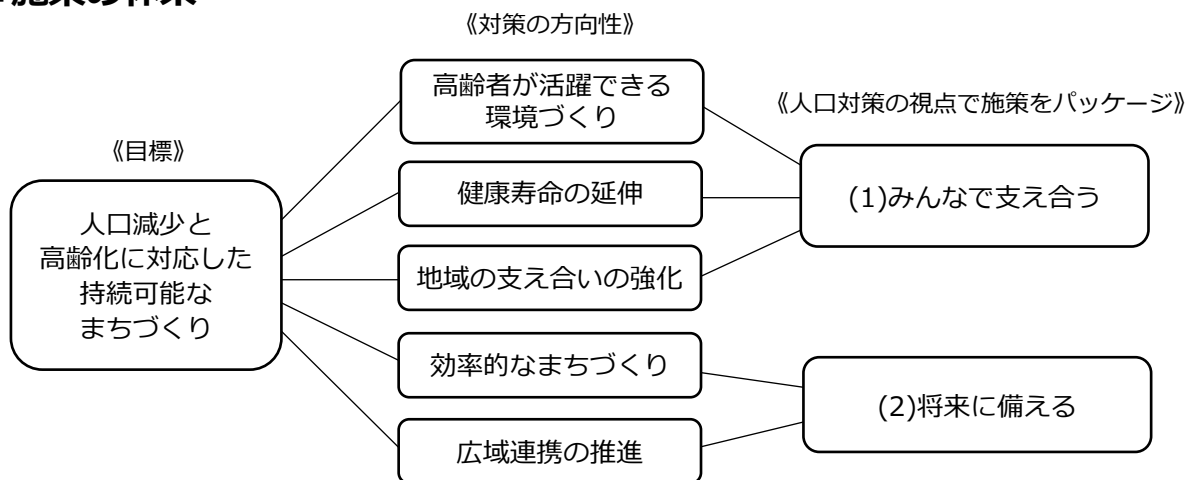
こうした人口構造の変化に対応して、まちの活力を維持するとともに、高齢期の暮らしの安心を確保し、町内会などの地域コミュニティを安定的に維持していくことが求められています。

このため、高齢者がそれぞれの能力に応じて地域の支え手として活躍できる仕組みづくりや、健康寿命を延ばし、生き生きと自立した生活を送ることができる環境づくり、安心して住み続けられる地域の支え合いの仕組みづくりなどを行っていく必要があります。

全市的に人口密度の低下が続き、このままでは官民のサービスが非効率となり、現在の水準を維持することが難しくなることから、生活利便施設などの都市機能が中心部及び複数の地域拠点に集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的な都市構造を目指す必要があると考えられます。

また、近隣市町村も人口減少が進む中で住民ニーズは多様化し、一つの自治体の中で生活に関わるサービスを全て提供することが難しくなっていることから、近隣市町村と連携して将来にわたり安定的なサービスを提供する仕組みづくりが求められています。

■ 施策の体系



■ 人口対策の視点

(1) みんなで支え合う

～生涯活躍でき、安心して暮らし続けられる環境づくり～

主な取組	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民主体の地域づくりのためのボランティア活動の支援 ○ 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進 	2-1 地域福祉
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域版介護予防教室、地域住民が集うサロン等、介護予防のための通いの場の充実 ○ 住民主体の支え合い活動の促進をはじめとする生活支援体制など、高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進 ○ 高齢者が地域の福祉活動に積極的に参加するための支援 	2-2 高齢者福祉
<ul style="list-style-type: none"> ○ がんや生活習慣病予防法の啓発 ○ がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上 ○ 生活習慣病予防のための運動習慣の普及啓発を推進 	2-4 保健衛生
<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会を確保 	3-7 雇用・労働
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の多様な学習ニーズに応じた「市民大学講座」、「はつらつ講座」などの学習講座の開催や「老壮大学」の活動支援 	6-1 社会教育
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会や市民団体が地域コミュニティ活動を継続的に行うための人材育成や活動拠点の提供 	市民参加と協働によるまちづくりの推進

(2) 将来に備える

～人口減少下でも暮らしやすい効率的で持続可能なまちづくり～

主な取組	関連施策
○ 利便性の高いまちなかなどへの市営住宅の供給の検討	4-3 住宅
○ 地域拠点と地域公共交通網のあり方についての検討	4-5市街地整備
○ バス路線の効率化や適正な運賃の設定の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組 ○ 地域公共交通の利用促進策の展開	4-6 交通
○ 公共施設の複合化や他用途への転換などによる、施設総量の削減と行政サービスの充実・効率化	持続可能な行政運営の推進
○ 近隣市町村との交通・医療・福祉・消防などの連携や、公共施設の相互利用の仕組みづくりの推進	広域連携の推進

■ 指標

指標の内容	基準値	目標値
高齢者が元気に生き生きと暮らしていると感じている市民の割合	－	基準値より増(R10)
自分が健康であると感じている市民の割合 (⊕2-4 保健衛生)	－	基準値より増(R10)
暮らしやすい環境が形成されていると感じている市民の割合 (⊕4-5 市街地整備)	－	基準値より増(R10)
地域公共交通に対して満足と感じている市民の割合 (⊕4-6 交通)	－	基準値より増(R10)
適切な行政サービスが提供されていると感じている市民の割合	－	現状維持(R10)

IV まちづくり 6つのテーマ

テーマ1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）

- 1-1 子ども・子育て支援 **重点**
- 1-2 学校教育 **重点**

テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）

- 2-1 地域福祉
- 2-2 高齢者福祉 **重点**
- 2-3 障がい者福祉 **重点**
- 2-4 保健衛生
- 2-5 地域医療 **重点**
- 2-6 男女共同参画社会

テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）

- 3-1 農林業
- 3-2 水産業
- 3-3 商業 **重点**
- 3-4 工業・企業立地 **重点**
- 3-5 観光 **重点**
- 3-6 港湾 **重点**
- 3-7 雇用・労働 **重点**

テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）

- 4-1 上下水道
- 4-2 道路・河川
- 4-3 住宅
- 4-4 除排雪 **重点**
- 4-5 市街地整備 **重点**
- 4-6 交通 **重点**
- 4-7 防災・危機管理 **重点**
- 4-8 消防
- 4-9 生活安全

テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）

- 5-1 環境保全
- 5-2 循環型社会
- 5-3 公園・緑地
- 5-4 都市景観

テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）

- 6-1 社会教育
- 6-2 文化芸術
- 6-3 スポーツ・レクリエーション
- 6-4 国際交流

- **重点**は、本計画の策定に当たり実施した市民アンケート調査に基づき「現在の満足度が低く、今後の重要度が高い」領域に分類した施策及び重点的な推進を予定している施策です。
- 各施策（P14～105）における「主な取組」中の★印は、「施策の目的達成のために重要と考えられる取組」「主な新規・拡充の取組」「人口対策として効果的と考えられる取組」を表したものです。

■現状と課題

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、全国、全道の平均値をともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。

障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの発達を促すため、関係機関が連携し乳幼児期から18歳未満まで一貫した効果的な支援ができるような支援体制の充実も求められています。

共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実が必要となっています。

また、乳幼児期を含めた18歳未満の全ての子どもたちが安全で安心して地域で過ごすことのできる居場所の充実が求められています。

少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを生み育てる家庭環境は大きく変化しています。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組み作りが求められています。

育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が見受けられており、関係機関と連携を図りながら、保護が必要な子どもとその家族に対する支援が必要となっています。

また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるための取組が求められています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。

青少年の非行や問題行動の低年齢化、また、インターネット利用に起因する犯罪被害など、青少年を取り巻く環境は、なお一層、複雑・多様化しています。心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材育成といじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対する適切な助言、指導が求められています。

■ 施策の内容

(1) 妊娠・出産・子育て支援の充実

主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ★子育て世代包括支援センターの開設による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実（保健所健康増進課、福祉部子育て支援室） ○子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの検討（保健所健康増進課、福祉部子育て支援室） ○周産期医療体制の維持と小児救急医療の充実（保健所保健総務課） ○発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実（福祉部障害福祉課、福祉部こども発達支援センター、保健所健康増進課） ○障がい児の療育支援体制の充実（福祉部障害福祉課） ○子育てに関わる医療費の負担軽減（医療保険部後期高齢・福祉医療課） 				
指 標	<p>育児相談延べ件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">335件</td> <td style="text-align: center;">600件</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	335件	600件
基準値（H30）	目標値（R10）				
335件	600件				

(2) 保育サービスの充実

主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ★就業形態の変化や保育ニーズの多様化に対応した、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実（福祉部子育て支援室） ○規模や地域性、官民の役割など、教育・保育施設等の在り方についての総合的な検討（福祉部子育て支援室） 				
指 標	<p>各種保育サービスの延べ利用児童数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">21,080人</td> <td style="text-align: center;">21,000人</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	21,080人	21,000人
基準値（H30）	目標値（R10）				
21,080人	21,000人				

(3) 地域子育て支援の推進

主な取組	<p>★地域子育て支援センターや地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実（福祉部子育て支援室）</p> <p>★児童館や児童センターなど、子どもが安全、安心に過ごせる居場所の充実（福祉部子育て支援室）</p> <p>○ファミリーサポートセンターなど、地域における育児の相互援助活動の推進（福祉部子育て支援室）</p> <p>○保護者が日中就労等により家庭にいない児童に対する、放課後児童クラブでの生活や遊びの場の確保と充実（福祉部子育て支援室、教育部生涯学習課、生活環境部勤労女性センター）</p> <p>○小学校と地域の連携による、地域子ども教室の充実（教育部生涯学習課）</p>			
指標	地域子育て支援センターの延べ利用世帯数		児童館・児童センターの延べ利用児童数	
	基準値（H30）	目標値（R10）	基準値（H30）	目標値（R10）
	5,502世帯	5,500世帯	17,287人	17,200人
	ファミリーサポートセンターの提供会員登録数		地域子育て支援センターや親子の集いの場などの設置箇所数	
基準値（H30）	目標値（R10）	基準値（H30）	目標値（R10）	
140人	140人	4か所	5か所	

(4) 子どもを守る仕組みの充実

主な取組	<p>★関係機関との連携強化による相談支援体制の充実（福祉部子育て支援室）</p> <p>★生活困窮世帯の児童に対する学習や生活支援の充実や居場所づくりの検討（福祉部子育て支援室、福祉部生活サポートセンター）</p> <p>○児童虐待の予防や早期発見、早期対応（福祉部子育て支援室）</p> <p>○子どもの貧困に関する実態把握と対策の検討（福祉部子育て支援室）</p>	
指標	虐待などの困りごと相談延べ件数	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	208件	200件

(5) ひとり親家庭への支援

主な取組	<p>★ひとり親世帯の児童に対する学習や生活支援の充実や居場所づくりの検討（福祉部子育て支援室）</p> <p>○ひとり親家庭の相談体制の充実（福祉部子育て支援室）</p> <p>○ひとり親家庭の医療費の負担軽減（医療保険部後期高齢・福祉医療課）</p> <p>○ひとり親家庭の親の就業支援策の充実（福祉部子育て支援室）</p>	
指標	ひとり親世帯、生活困窮世帯の児童の学習・生活支援事業参加者数	
	基準値（R1）	目標値（R10）
	30人	50人

(6) 地域活動団体への支援とリーダーの養成

主な取組	○子ども会など地域で活動する団体の支援（生活環境部青少年課） ○青少年団体と連携した地域での活動を担うリーダーの養成（生活環境部青少年課）				
指標	リーダー養成研修参加数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H25～29平均値）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> </table>	基準値（H25～29平均値）	目標値（R10）	30人	30人
基準値（H25～29平均値）	目標値（R10）				
30人	30人				

(7) 見守り育てる環境づくり

主な取組	★学校、家庭、地域などと連携した少年非行の早期発見と指導の充実（生活環境部青少年課） ○青少年を取り巻く有害な環境浄化活動の推進（生活環境部青少年課） ○青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じる相談事業の充実（生活環境部青少年課、福祉部子育て支援室、福祉部生活サポートセンター）				
指標	20歳未満の青少年1,000人当たりにおける補導、指導された青少年の数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H29）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td>24人</td> <td>13人</td> </tr> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	24人	13人
基準値（H29）	目標値（R10）				
24人	13人				

(8) 子どもの基本的人権の尊重と保護

主な取組	○「子どもの権利条約」の普及と啓発（生活環境部青少年課） ○「子ども会議」など「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた事業の実施（生活環境部青少年課）				
指標	子どもの権利条約について理解している市民の割合（アンケート） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（R1）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準値より増</td> </tr> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
子育てがしやすいと感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市子ども・子育て支援事業計画（平成27～令和元年度）
- ・市立保育所の規模・配置に関する計画
- ・小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」（平成25～令和4年度）
- ・第5期小樽市障害福祉計画・第1期小樽市障害児福祉計画（平成30～令和2年度）

■現状と課題

学習指導要領においては、グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の実現を目指すことが求められています。

未来を創る力の育成については、小・中学校ともに改善の傾向が見られるものの、子どもたちの学力の状況は全国水準に至っていないことや、一日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣を改善することが課題となっています。こうした課題を解決するには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学校・家庭・地域が一体となって望ましい学習習慣及び生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加傾向にあり、障がいの重複化や多様化が見られることから、児童生徒の障がいの状態等に応じた環境を整えていく必要があります。

さらに、本市の人口減少が続く中、小樽の未来を担う人材を育成するという観点から、英語教育や理数教育、情報教育の充実を図るとともに、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を一層充実する必要があります。

豊かな心の育成については、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、いじめについては、関係法令等を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応など危機感とスピード感をもって対応するとともに、不登校については、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援と未然防止の取組を推進する必要があります。

また、子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさと小樽への誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育むため、道徳教育やふるさと教育、読書活動等を一層充実する必要があります。

健やかな体の育成については、子どもたちの体力の状況は、全国平均を上回る種目が増えるなど改善の傾向が見られるものの、持久力や跳躍能力等が全国に比べて課題となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。

また、本市の子どもたちは、全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低いことや肥満傾向の割合が高いことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育や健康教育を推進する必要があります。

家庭・地域との連携・協働の推進については、近年、核家族化や少子化等の家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化していることから、コミュニティ・スクールの導入など、学校と地域がパートナーとして連携・協働した組織

的・継続的な取組が求められています。

学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現については、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進む中、教育環境の向上を図るため、小・中学校の適正な配置や施設設備の充実に努めるとともに、教育課題の多様化に対応するため、学校段階間の連携・接続の推進や安全教育の充実など、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていく必要があります。

また、学校教育においては、児童生徒に直接触れ合う教員の人間性や指導力によるところが大きいことから、教員の資質・能力の向上を図るとともに、児童生徒に向き合う時間を確保する必要があります。

■ 施策の内容

(1) 未来を創る力の育成		
主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や望ましい学習習慣の確立による確かな学力の育成（教育部学校教育支援室） ★特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実（教育部学校教育支援室） ★イングリッシュキャンプ等、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる国際理解教育の充実（教育部学校教育支援室）【共6-4国際交流】 ○探究的な学習や数学的活動を通して、理科や算数・数学が好きな児童生徒を育てる理数教育の充実（教育部学校教育支援室） ○ICTなどの技術に対応する能力や情報活用能力などを育てる情報教育の充実（教育部学校教育支援室） ★職場体験等の活動を通して「ふるさと小樽」のよさに気付き、自己の将来について考えを深めるキャリア教育の充実（教育部学校教育支援室） 	
指 標	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において国語、算数・数学が「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した割合（対象は、小学校6年生及び中学校3年生）	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	小学校国語 69.6%	小学校算数 68.2%
	中学校国語 51.8%	中学校数学 50.4%
	小・中学校 70.0%以上	

(2) 豊かな心の育成

主な取組

- 道徳科の授業改善の推進や芸術鑑賞教室等の実施により、豊かな情操を育てる道徳教育の充実（教育部学校教育支援室）
- ★小樽の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深め、郷土への誇りと愛情を育むふるさと教育の充実（教育部学校教育支援室）
- 小樽市子どもの読書活動推進計画を踏まえた、学校・家庭・地域における読書活動の推進（教育部図書館、教育部学校教育支援室）
- 自然体験やボランティア活動等の実施により、豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深める体験活動の充実（教育部学校教育支援室）
- 言語活動等の充実により、表現しながら考えを形成・深化させ、よりよい人間関係を形成するコミュニケーション能力の育成（教育部学校教育支援室）
- ★早期発見・早期対応に向けた取組や学校と家庭、小樽市教育支援センターとの連携によるいじめ防止や不登校児童生徒への支援の充実（教育部学校教育支援室）

指標

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という設問で「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校 60.4%	中学校 58.2%	小・中学校 70.0%以上

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問で「当てはまる」と回答した割合

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校 90.9%	中学校 76.4%	小・中学校 100.0%

(3) 健やかな体の育成

主な取組

- ★学校における体育・保健に関する指導の充実や学校、家庭、地域が連携し運動習慣の定着を図る体力・運動能力の向上（教育部学校教育支援室）
- 食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図る、学校給食や教科等を通じた食育の推進（教育部学校給食センター）
- 基本的な生活習慣の指導など、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善する資質や能力を育てる健康教育の充実（教育部学校教育支援室）

指標

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計得点（全国を50.0とした場合）

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校男子 50.4	小学校女子 49.4	小・中学校 50.0以上
中学校男子 48.4	中学校女子 47.0	

(4) 家庭・地域との連携・協働の推進

主な取組	<p>○望ましい生活習慣の定着や家庭の教育力向上に向けた家庭教育支援の充実（教育部生涯学習課）</p> <p>○「樽っ子学校サポート」など、地域ボランティアスタッフの協力による学校と地域の連携・協働の推進（教育部生涯学習課）</p> <p>★地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入など、学校と地域の連携・協働の推進（教育部学校教育支援室）</p>				
	<p>コミュニティ・スクールを導入する学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校 3.3%</td> <td>小・中学校 50.0%以上</td> </tr> </tbody> </table>		基準値（H30）	目標値（R10）	小・中学校 3.3%
基準値（H30）	目標値（R10）				
小・中学校 3.3%	小・中学校 50.0%以上				

(5) 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

主な取組	<p>★学校間の接続を意識した教育課程の編成・実施など、小中一貫教育の充実を図る学校段階間の連携・接続の推進（教育部学校教育支援室）</p> <p>★校舎の耐震化や老朽化した学校施設の計画的な整備及び教育のICT化に向けた設備などの充実（教育部施設管理課）</p> <p>○社会状況やまちづくりの観点を踏まえて学校の適正な配置を図るなど、教育環境の整備・充実（教育部学校教育支援室、教育部施設管理課、教育部教育総務課）</p> <p>○各種研修講座の開催など、教科指導等の指導力や法令遵守等の意識を高める教職員の資質・能力の向上（教育部学校教育支援室）</p> <p>○学校における働き方改革の推進に向けた学校運営の改善（教育部教育総務課）</p> <p>○犯罪や交通事故、災害等から身を守ることができるよう、児童生徒の危機管理能力を育てる学校安全教育の充実（教育部学校教育支援室）</p>				
	<p>中学校区で小中学校9年間の共通の目標を設定し、教育活動を行う学校の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校 10.0%</td> <td>小・中学校 100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		基準値（H30）	目標値（R10）	小・中学校 10.0%
基準値（H30）	目標値（R10）				
小・中学校 10.0%	小・中学校 100.0%				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
子どもたちに学力・体力・豊かな心が育まれていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～5年度）
- ・小樽市子どもの読書活動推進計画（令和元～10年度）
- ・小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画（平成22～令和6年度）

2-1 地域福祉

■現状と課題

近年、人口減少・少子高齢化の進行や、非正規雇用の増加などの社会経済情勢の変化によって、ダブルケア^{※1}や生活困窮、虐待、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を有する世帯が増加する一方で、地域のつながりは希薄化しているため、個々の課題解決が難しくなっています。

こうした状況から、住民相互の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及と、多様な課題に対応できる体制の整備を図り、自助・互助・共助・公助の連携により地域全体の福祉を発展させていくために、取り組みの方向性や基本的な考え方を定めた地域福祉計画の策定が必要となります。

また、住まいや移動などにおける物理的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から、人に優しい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

※1「ダブルケア」…子育てと親の介護を同時に抱えている状態

■施策の内容

(1) 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進

主な取組	○市民主体の地域づくりのためのボランティア活動の支援（福祉部地域福祉課） ○成年後見制度など権利擁護の推進、普及のための適切な情報発信と市民後見人を養成する取組（福祉部地域福祉課、医療保険部介護保険課）			
	ボランティア・市民活動センターの登録人数		市民後見人登録者数	
指標	基準値（H29）	目標値（R10）	基準値（H29）	目標値（R10）
	120人	180人	29人	52人

(2) 多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築

主な取組	<p>○福祉、医療、介護などの複合的課題に対応可能な総合相談窓口の設置（福祉部相談室、福祉部生活サポートセンターほか）</p> <p>○買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討（福祉部地域福祉課、産業港湾部商業労政課、建設部新幹線・まちづくり推進室ほか）</p> <p>○地域福計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進（福祉部地域福祉課）</p> <p>★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネット^{※2}の充実（福祉部生活サポートセンター）</p>				
指標	<p>生活サポートセンターでの新規相談受付件数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H29）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td>221件</td> <td>180件</td> </tr> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	221件	180件
基準値（H29）	目標値（R10）				
221件	180件				

※2「セーフティネット」…生活困窮等を回避するための支援策

(3) 支援が必要な方が外出しやすい環境づくり

主な取組	<p>○高齢、障がい者等、支援を必要とする人が、安全、快適な生活ができるような心のバリアフリーの推進（福祉部地域福祉課、福祉部障害福祉課）</p> <p>○バリアフリーマップの整備・周知による情報提供（福祉部地域福祉課、福祉部障害福祉課）</p> <p>○公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進（各施設所管課）</p>				
指標	<p>ヘルプマーク^{※3}配布数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H30）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R1～10合計）</td> </tr> <tr> <td>270個</td> <td>2,700個</td> </tr> </table>	基準値（H30）	目標値（R1～10合計）	270個	2,700個
基準値（H30）	目標値（R1～10合計）				
270個	2,700個				

※3「ヘルプマーク」…援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるためのしるし

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
困った時に相談できる人や場所がある市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～令和2年度）
- ・小樽市子ども・子育て支援事業計画（平成27～令和元年度）
- ・小樽市障害者計画・小樽市障害福祉計画（平成27～令和2年度）
- ・（仮称）小樽市地域福祉計画

■現状と課題

本市の高齢化率は上昇しており、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、医療と介護の連携及び地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっています。

国の推計によると、認知症高齢者の数は、令和7（2025）年には全国で700万人となるとされており、本市においても認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が安心して暮らせるまちづくりとして、地域の見守り体制の構築と認知症の人を支える家族への支援の充実が求められます。

また、高齢者の介護予防・生活支援サービスを充実するために、サービスの担い手となる住民主体の活動の広まりと、高齢者自身も地域の支え手として活躍でき、生きがいを持ちながら、生き生きと生活できるような仕組みづくりを行う必要があります。

■施策の内容

（1）健康づくりと介護予防の取組の推進

主な取組	○介護予防に関する普及啓発（医療保険部介護保険課）	
	★地域版介護予防教室、地域住民が集うサロン等、介護予防のための通いの場の充実（医療保険部介護保険課）	
指標	○地域包括支援センターによる相談支援体制の強化（医療保険部介護保険課）	
	○高齢者の健康診査などの保健事業の取組（医療保険部後期高齢・福祉医療課）	
指標	地域版介護予防教室回数	
	基準値（H29）	目標値（R10）
	540回	600回

（2）地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進

主な取組	○住民主体の支え合い活動の促進をはじめとする生活支援体制の充実（医療保険部介護保険課）	
	○医療・介護等多職種による連携体制の構築（医療保険部介護保険課）	
指標	★認知症の人の地域の見守り体制の構築と家族への相談支援の充実（医療保険部介護保険課）	
	認知症サポーター養成講座回数	
指標	基準値（H29）	目標値（R10）
	31回	50回

(3) 高齢者の生きがいつくりの推進

主な 取組	<p>○老人クラブなどと協力し、高齢者が地域の福祉活動に積極的に参加するための支援（福祉部地域福祉課）</p> <p>○生きがいつくりのための交流や学びの場の確保として、老壮大学等の活動支援（福祉部地域福祉課）</p> <p>○ふれあいパス事業の継続（福祉部地域福祉課）</p> <p>○シルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会を確保（産業港湾部商業労政課）【共3-7雇用・労働】</p>				
指 標	<p>老壮大学の定員に対する受講生の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H30）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td>72.5%</td> <td>80.0%</td> </tr> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	72.5%	80.0%
基準値（H30）	目標値（R10）				
72.5%	80.0%				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
介護予防事業などの高齢者サービスが充実していると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～令和2年度）

■現状と課題

障がいのある人が、ノーマライゼーション^{※1}理念の下に、自己の選択と決定の機会が確保され、様々な活動に参加できる社会を実現するためには、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している障壁を除去するとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるような支援が求められています。

また、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、活動や住まいの場など障がいの特性やライフステージに応じたサービスの提供や、障がいのある人やその家族への相談支援など、地域生活を支援する体制の充実を図る必要があります。

※1「ノーマライゼーション」…障がいのある人もない人も平等に生活する社会の実現を目指す考え方

■施策の内容

(1) 自立と社会参加の促進

主な取組	★障がい者の地域生活への移行及び就労に向けた支援の推進（福祉部障害福祉課、保健所保健総務課）	
	○自動車運転免許取得費補助事業や自動車改造費補助事業など、障がい者が自立して活動するための支援（福祉部障害福祉課）	
	○タクシー利用助成やリフトカーによる移動支援事業など、障がい者の社会参加に向けた支援（福祉部障害福祉課）	
	○社会復帰施設等に通所する場合の交通費助成により、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するための支援（保健所保健総務課）	
指標	就労支援の利用者数	
	基準値（H29）	目標値（R10）
	398人	471人

(2) 地域生活の支援体制の充実

主な取組	★障がい者が地域で生活するための障害福祉サービス（居宅介護、自立生活援助など）の支援の充実（福祉部障害福祉課、保健所保健総務課）	
	○障がい者に関わる医療費の負担軽減（医療保険部後期高齢・福祉医療課）	
指標	障害福祉サービスの利用者数	
	基準値（H29）	目標値（R10）
	1,238人	1,270人

(3) バリアフリー社会の実現

主な取組	<p>○合理的配慮※2、権利擁護及び障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進（福祉部障害福祉課）</p> <p>○手話の市民講座、手話通訳者や要約筆記者の養成講座などによる、コミュニケーション支援の充実（福祉部障害福祉課）</p>				
指標	<p>手話通訳者・要約筆記者の派遣件数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H29）</td> <td style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td>418件</td> <td>420件</td> </tr> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	418件	420件
基準値（H29）	目標値（R10）				
418件	420件				

※2「合理的配慮」…障がい者に合った工夫や配慮を行うこと。

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
障がいのある人が暮らしやすいと感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・ 第3期小樽市障害者計画（平成29～令和8年度）
- ・ 第5期小樽市障害福祉計画・第1期小樽市障害児福祉計画（平成30～令和2年度）

2-4 保健衛生

■現状と課題

本市はがんや心疾患、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあります。

そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

近年、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み調理済みの食品及び外食、中食への社会的ニーズの増加により、食中毒やウイルス感染性胃腸炎など、広域的に拡大する健康被害が発生しています。このため、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築等による被害拡大防止対策が求められています。

近年のペットブームを背景に犬猫を飼う人が増えており、動物愛護への関心も高まっています。その一方で、飼い主のいない猫の餌やり問題や適正な数を超えた動物を飼育する多頭飼育問題などが発生し、住民間でトラブルになっています。人と動物の共生できる環境づくりを進めるには、動物による生活環境被害の防止を基本として、保護団体や行政で引取った動物の収容先や譲渡先の確保のあり方を考えていく必要があります。

■施策の内容

(1) 健康づくり施策の推進

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★がんや生活習慣病予防法の啓発（保健所健康増進課） ○がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上（保健所健康増進課） ○受動喫煙防止に関する啓発と環境づくりの推進（保健所健康増進課） ○歯科保健や栄養改善による健康づくりの推進（保健所健康増進課） ○生活習慣病予防のための運動の必要性、方法について、健康教育などを通して周知し、運動習慣の普及啓発を推進（保健所健康増進課） ★自殺対策を支える人材の育成や関係機関とのネットワーク強化により自殺対策を推進（保健所健康増進課） ★メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導事業による生活習慣病予防の推進（医療保険部国保年金課） 		
	健康寿命 ^{※1} の延伸		
指 標	基準値（H27）		目標値（R10）
	男性79.08歳	女性85.14歳	基準値より延伸

※1 算定方法について「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用

(2) 健康危機管理体制の整備

主な取組	<p>○市民の生命や健康の安全を脅かす新たな感染症や食中毒、災害などの「健康危機」に迅速に対応できるよう、研修会等の参加・実施、検査機器の整備、関係機関との連携構築（保健所保健総務課、保健所健康増進課、保健所生活衛生課）</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生時、医療従事者等に優先して行われる予防接種（特定接種）とその後、住民に行われる予防接種（住民接種）体制の整備（保健所保健総務課、保健所健康増進課）</p>				
	<p>病原微生物、有害物質等の検査機器^{※2}の整備更新</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>目標値（R1～10合計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>37台</td> </tr> </tbody> </table>		基準値	目標値（R1～10合計）	—
基準値	目標値（R1～10合計）				
—	37台				

※2 総検査機器数60台（平成30年4月1日現在）

(3) 食と生活環境の安全確保

主な取組	<p>★飲食店、給食施設等の食品関連施設と理・美容室、旅館等の環境関連施設に対する指導（保健所生活衛生課）</p> <p>○食品衛生に関して、ホームページや広報誌等による市民、事業者への情報提供（保健所生活衛生課）</p>						
	<p>食品・環境関連施設監視率^{※3}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th colspan="2">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>食品関連 140%</td> <td>環境関連 160%</td> </tr> </tbody> </table>		基準値（H29）	目標値（R10）		100%	食品関連 140%
基準値（H29）	目標値（R10）						
100%	食品関連 140%	環境関連 160%					

※3 本市の監視対象施設数に対して、年度内に監視のため立入りした件数の割合

(4) 人と動物が共生できる環境づくり

主な取組	<p>○動物（犬など）を保護する施設整備検討と体制の充実（保健所生活衛生課）</p> <p>○保健所やボランティアが保護したペットの譲渡会の実施（保健所生活衛生課）</p> <p>○犬のしつけ教室の開催等による、動物の適正飼養に関する普及啓発（保健所生活衛生課）</p>				
	<p>飼い主探しサポート（譲渡率）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H27～29平均値）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>		基準値（H27～29平均値）	目標値（R10）	75%
基準値（H27～29平均値）	目標値（R10）				
75%	75%				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
自分が健康であると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」改訂版（平成30～令和4年度）
- ・小樽市自殺対策計画（令和元～4年度）
- ・小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・小樽市食品衛生監視指導計画（毎年度策定）
- ・小樽市国民健康保険データヘルス計画【第2期】（平成30～令和5年度）

■現状と課題

本市においては、がん、心疾患、脳血管疾患などの死亡率が高いため、専門的かつ高度な医療が求められています。また、糖尿病や腎(じん)疾患などの慢性疾患による死亡率も高いことから、病状に応じた継続的な医療が必要となっています。

地域で急性期医療を完結できる機能、回復期・慢性期医療に対応できる環境の整備、医療機関と福祉施設との連携体制の構築など、適切なケアが受けられる環境づくりが求められています。さらには、医療の安全性を脅かす医療事故や院内感染を防止する取組が求められています。

本市の救急医療体制は、軽症患者を診療する初期救急と入院治療を必要とする重症患者を診療する二次救急のそれぞれが市内医療機関によって構成されています。

初期救急は開業医を中心とした診療体制を敷いていますが、人口減少社会の進展に伴い市内診療所の減少が見込まれることや開業医の高齢化により、初期救急に従事する医師確保に困難が生じることが危惧されています。

また、初期救急のうち夜間急病センターにおいては、受診者数の減少が続いている状況にあることから、現体制を維持していくためには、今後、財政的に大きな負担となっていくことが見込まれます。

このため、本市の救急医療体制の在り方について、総合的に検討することが必要です。

市立病院については、平成29年3月に策定した新小樽市立病院改革プランの着実な推進による経営の効率化を図るとともに、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を推進することが必要です。

■施策の内容

(1) 良質で安全な医療の提供

主な取組	★医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化（保健所保健総務課）	
	○医療の安全確保を図るため医療事故や院内感染の防止に向けた取組（保健所保健総務課） ○医療機関の適切な利用方法等についての啓発や相談体制の充実（保健所保健総務課）	
指標	かかりつけ医を持っている市民の割合（アンケート）	
	基準値（R1）	目標値（R10）
		基準値より増

(2) 救急医療体制の充実

主 な 取 組	○救急医療体制の在り方についての総合的な検討（保健所保健総務課）	
指 標	急病等の際に対応する救急医療の仕組みに満足している市民の割合（アンケート）	
	基準値（R1）	目標値（R10）
		基準値より増

(3) 市立病院の経営効率化と役割の明確化

主 な 取 組	○新小樽市立病院改革プランの着実な推進による経営の効率化（小樽市立病院事務部経営企画課） ○かかりつけ医等との連携を強化するとともに、「がん診療」「脳・神経疾患診療」「心・血管疾患診療」を柱とした総合的医療を提供する地域基幹病院としての役割を推進（小樽市立病院事務部経営企画課）	
指 標	経常収支比率	
	基準値（H29）	目標値（R10）
	96.0%	100%以上

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
安心して医療を受けられる環境が整っていると 感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・新小樽市立病院改革プラン（平成29～令和2年度）

2-6 男女共同参画社会

■現状と課題

男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感は解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に不可欠であり、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

働き方改革が国をあげて進められる中、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化やワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

更に、男女がともに心豊かに生き生きと暮らすためには、生涯を通じた健康支援や多様なライフスタイルを選択できる環境の整備として福祉施策の充実が不可欠です。

また、女性に対する暴力の根絶を図ることも重要な課題の一つであり、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を推進する必要があります。被害者の立場に沿った相談体制を整えるとともに、配偶者暴力においては子どもにも悪影響を与えるという認識の下、関係機関が連携して問題解決にあたることが重要です。

性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題ととらえ認識していく必要があることから、性的少数者への理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けて意識改革を進めていく必要があります。

■施策の内容

(1) 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主な取組	★情報誌「ばるねっと」の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発（生活環境部男女共同参画課）	
	○男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充実や情報提供（生活環境部男女共同参画課）	
指標	★DVなど様々な暴力の根絶のため、警察、北海道、その他の関係機関と連携し、相談員による相談事業を実施（生活環境部男女共同参画課）	
	配偶者暴力防止法の認知度	
	基準値（H28.7）	目標値（R10）
	84.5%	100%

(2) あらゆる分野への男女共同参画の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○市の各種審議会・委員会などにおける女性の登用促進及び実態調査の実施と女性登用率の公表（生活環境部男女共同参画課） ○男女共同参画セミナーの開催と地域活動の中核を担うリーダーの育成（生活環境部男女共同参画課） ○労働施策と連携し、育児・介護などの各種制度の周知と「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及・啓発（生活環境部男女共同参画課） 				
指標	<p>市の審議会等における女性登用率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30.4）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">34.9%</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30.4）	目標値（R10）	34.9%	45%
基準値（H30.4）	目標値（R10）				
34.9%	45%				

(3) 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健康相談や母子保健の充実、健康教育の推進と疾病予防対策の充実、健康づくりの機会の提供（保健所健康増進課） ○多様なライフスタイルに対応した子育て支援、高齢者と家庭の状況に応じた介護サービスの充実（福祉部子育て支援室、医療保険部介護保険課） ○高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり（福祉部地域福祉課） 				
指標	<p>男女が多様な生き方を選択できる環境が整っていると感じている市民の割合（アンケート）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th style="width: 50%;">基準値（R1）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
社会全体で男女平等となっていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・第2次小樽市男女共同参画基本計画（平成25～令和4年度）

3-1 農林業

■現状と課題

本市の農業は、ミニトマト等の施設栽培を中心に、花き、果実などを主体とした少量多品種生産の都市近郊型農業が展開されていますが、平地が少なく傾斜地が多い地形のため、農家一戸当たりの耕作面積は狭小な小規模営農で、農業者の高齢化に伴う離農や後継者不足により、近隣町村を上回るスピードで農家戸数の減少が続いています。地域農業を維持するためには、計画的な農地集積等による農業生産基盤の整備を進め、耕地面積の維持に努めるとともに、農業者の作業負担軽減に繋がる施設栽培の導入促進や、近年増加傾向にある鳥獣による農業被害への対策、農産物の付加価値化を進めて高収益化を図るなど、農業経営基盤の強化に繋がる施策を進めていく必要があります。また、将来にわたって地域農業を維持するため、担い手となる新規就農者の確保、育成に努めるための取組が必要となっております。

都市近郊で展開する本市の農業振興のためには、市民に地元で採れる農産物を身近に感じてもらい、地産地消の取組を進めていく必要があることから、農業者や農協等の生産者団体と連携して、農産物について農産物直売場等を活用して広く周知するとともに、市民が身近で農業に触れる機会として、市民体験農園や学童農園などを活用して、農業に対する理解を深めるための取組を進めていく必要があります。

公設青果地方卸売市場については、農産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運用を図ることが求められています。

森林環境整備については、市内の民有林（市有林を含む。）において、樹齢50年を超えて伐採期を迎える高齢林が7割以上を占め、適正な森林資源の循環利用を要することや、自然環境保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、関係機関と連携して森林の保全、整備に努める必要があります。

■施策の内容

(1) 農業経営基盤の強化

主な取組

- ★農地の確保、集積を図るため、農業生産基盤整備を促進（産業港湾部農政課）
- ★高収益型の農業を目指すため、施設栽培の促進（産業港湾部農政課）
- 鳥獣による農業被害への対策（産業港湾部農政課）
- 小樽産農産物の付加価値化による高収益化に向けた取組（産業港湾部農政課）
- 地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成に向けた取組（産業港湾部農政課）

指標

耕地面積

基準値（H27）	目標値（R10）
186ha	186ha

(2) 市民に親しまれる地域農業の推進

主な取組	<p>★農産物直売所、公設青果地方卸売市場等を活用した小樽産農産物の普及拡大（産業港湾部農政課）</p> <p>○市民体験農園や学童農園を活用した農業体験機会の確保（産業港湾部農政課）</p> <p>○公設青果地方卸売市場の市場機能の維持（産業港湾部公設青果地方卸売市場）</p>
-------------	--

指標	市民体験農園の申込区画数	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	213区画	220区画

(3) 森林環境の保全

主な取組	★緑地環境の保全や水資源・森林資源の確保のため、森林の保護・育成（産業港湾部農政課）
-------------	--

指標	森林面積	
	基準値（H27）	目標値（R10）
	16,374ha	16,374ha

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
小樽の農産物であることを意識して商品を選択する市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 小樽市鳥獣被害防止計画（平成30～令和2年度）
- ・ 小樽市森林整備計画

3-2 水産業

■現状と課題

本市の沿岸漁業は、様々な魚種が水揚げされており、魚種によって増減はあるものの、総量では安定した水揚げを保っていますが、将来にわたり水産物の安定供給を行うためには、栽培漁業技術の向上、稚魚種苗の放流、水産資源の管理、海獣等による漁業被害対策などが求められています。また、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時間の短縮による鮮度保持、生産コストの縮減を図るため、漁港の施設整備や高齢化に伴う漁業就業者の減少などへの対応が求められています。

沖合漁業は、本市の漁獲量の約6割、金額で約3割を占める重要な漁業であります。漁獲規制の強化や海洋環境の変化などの影響で漁獲量は減少傾向にあります。漁獲物の大部分は加工原料として使用されていることから、安定供給を行うためには水産資源の管理が必要となっています。

水産加工業は、伝統と卓越した加工技術を基に多様化する消費者ニーズに応える製品を製造していますが、漁獲量の減少による原料価格の高騰など厳しい経営環境となっています。製品の付加価値を高めることが重要であることから、小樽らしい水産加工品の開発の推進を図り、販路拡大に繋げていくことが求められています。

また、小樽の地魚は、多様な媒体を活用し、魅力や旬の情報発信を行い、更なる知名度の向上と消費者の獲得に努め、販路拡大を図るとともに、魚食普及による地産地消を推進し消費拡大を図る取組が求められています。

また、公設水産地方卸売市場については、水産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運営を図ることが求められています。

■施策の内容

(1) つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進

主な取組

- 栽培漁業技術の向上への支援（産業港湾部水産課）
- ★ニシン、サケ、マス、ヒラメの稚魚やウニ、アワビ、ナマコの種苗放流への支援（産業港湾部水産課）
- 水産物の安定供給のための資源管理の支援（産業港湾部水産課）

指標

放流魚種の漁獲量

基準値（H30）	目標値（R10）
724 t	796 t

(2) 漁場環境の保全・漁業基盤の整備

主な取組	★沿岸漁業における藻場などの環境保全対策への支援（産業港湾部水産課） ★トド等海獣や海洋汚染などによる漁業被害対策への支援（産業港湾部水産課） ○漁船やプレジャーボートなどの海難事故防止対策及び救助活動への支援（産業港湾部水産課） ○漁業従事者の担い手育成及び新規就業者への支援（産業港湾部水産課） ○漁港管理者と連携した漁港施設の整備（産業港湾部水産課）			
	小樽沿岸の漁獲量		トド等海獣による漁業被害額	
指標	基準値（H30）	目標値（R10）	基準値（H29）	目標値（R10）
	3,853 t	3,900 t	66,556千円	59,900千円

(3) 地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進

主な取組	★地元水産加工品のブランド化の推進及び販路拡大、商品開発の促進（産業港湾部水産課） ★「小樽の水産物」のファンづくりの推進及び多様な媒体による水産物の情報発信、地産地消の推進（産業港湾部水産課） ○公設水産地方卸売市場の市場機能の維持（産業港湾部公設水産地方卸売市場）			
	小樽水産加工グランプリ出品数		小樽のおさかな普及推進委員会HP閲覧数	
指標	基準値（H30）	目標値（R10）	基準値（H30）	目標値（R10）
	12品	20品	40,000件	50,000件

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
小樽の水産物であることを意識して商品を選択する市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市鳥獣被害防止計画（平成30～令和2年度）
- ・小樽港港湾計画

■現状と課題

国内においては、高い企業収益や雇用・所得環境の改善が見られるなど、経済の好循環が実現しつつ、商業を取り巻く環境は、個人消費の持ち直しなどから良好とされていますが、一方、労働力不足や後継者問題への対応、消費者行動の変化や電子商取引の拡大、訪日外国人旅行者の増加など、環境変化への対応が求められています。

本市においては、人口減少により経済規模の縮小が懸念され、小売業及び卸売業における事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあることから、経営者の高齢化に伴う事業承継や商業起業者の育成への対応が必要となっております。

小売業は、市民や企業による市内消費を喚起するとともに、増加傾向にある国内外観光客の旅行消費を取り込むことが求められています。地域に根ざした古くからの商店や暮らしに密着した商店街・市場のほか、大型店舗やコンビニエンスストアの立地により、消費者にとっては、買い物場所や商品・サービスの選択肢は多様化している側面がありますが、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備や地域の魅力ある商品の提供が必要であり、また、大型店には、雇用の確保や地場企業からの商品の仕入れなど地域貢献の役割が求められています。

卸売業は、販路開拓による新たな市場の創出、消費者や企業が求める商品を調達・販売するほか、商品の開発や調整、販売などの経営判断に役立つ情報を収集し提供する機能を高め、地場企業の活動を下支えするとともに、地域の魅力を発信し、域外から資金を獲得することが求められています。

暮らしに密着した商店街や市場では、様々な世代に向けた魅力ある商品・サービスの提供はもとより、地域コミュニティの核として、にぎわい・ふれあいの創出やまちなみの形成といった役割を担うなど、それぞれの特色を生かした魅力を形成することが求められています。

こうした特色を生かし、年間約800万人の国内外観光客の商店街への回遊性を高め消費の拡大を図るためにも魅力ある買い物環境の創出が必要となっています。

■施策の内容

(1) 創業の促進及び経営の安定化

主な取組	★商業起業者の育成及び経営安定化のため、財務・会計や販売・マーケティングなどの知識習得及び向上を支援（産業港湾部商業労政課、産業港湾部産業振興課） ○後継者不在の課題を抱える商業者に対する関係機関と連携した相談体制などによる事業承継に向けた支援（産業港湾部商業労政課、産業港湾部産業振興課）	
指標	商人塾参加人数	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	70人	70人

(2) 買い物環境の魅力向上

主な取組	<p>★キャッシュレス化や多言語化対応の推進など、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備（産業港湾部商業労政課）</p> <p>○地域の魅力ある商品の販売を支援（産業港湾部商業労政課）</p>	
指標	小売業の年間商品販売額	
	基準値（H28）	目標値（R10）
	1,298億円	1,298億円

(3) 流通構造の変化に対応した卸売機能の強化

主な取組	<p>★販路の開拓による新たな市場創出と、求められる商品の調達及び販売機能の強化を支援（産業港湾部商業労政課）</p> <p>○商品の開発や生産に役立つ情報、求められる商品や新たな商品の情報を提供する機能の強化を支援（産業港湾部商業労政課）</p>	
指標	卸売業の年間商品販売額	
	基準値（H28）	目標値（R10）
	1,305億円	1,305億円

(4) 商店街・市場の振興

主な取組	<p>★商店街や市場におけるにぎわい・ふれあいや回遊性を高める魅力づくりへの支援（産業港湾部商業労政課）</p> <p>○空き店舗を活用した商業店舗の開設に対する支援（産業港湾部商業労政課、産業港湾部産業振興課）</p> <p>○アドバイザー派遣による魅力ある個店や商店街・市場づくりの推進（産業港湾部商業労政課）</p> <p>○商店街の組織運営強化に対する支援（産業港湾部商業労政課）</p>	
指標	中心7商店街の空き店舗率	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	14.0%	10.0%

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
買い物環境が充実していると感じている市民の割合		基準値より増

■現状と課題

地域経済活性化のためには中小企業を中心とした地場企業の発展が不可欠であることから、経営基盤の強化や、起業・創業、経営者の高齢化などに伴う事業承継を支援するとともに、産学官金や異業種連携などのネットワークの形成を図るなど、地域の潜在力を生かしながら新たな価値を創出する取組を進めることが必要となっています。

本市における製造品出荷額は増加傾向にあるものの、事業所数、従業者数の減少や進行する人手不足など、製造業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。製造業は企業の雇用規模も大きく地域経済と市民生活の動向に大きな影響を与えることから、経済活動のグローバル化や価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地場企業が有する技術力や地域資源を生かしつつ、生産性の向上を図り、時代や市場のニーズなど経済的社会的環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小に向かうことが懸念される一方、アジアなどの世界各地では人口の増加と経済成長が続き、日本製品に対する評価も高いことから、国内とともに、こうした国や地域を視野に入れた新たな商品開発や市場開拓など、経営の革新が必要となっています。

企業立地では、石狩湾新港地域や銭函工業団地において、札幌市に隣接する地理的優位性や経済の好転などの環境変化に伴い、新たな企業の進出・操業や工場等の増設などの設備投資が続いており、石狩湾新港地域では、こうした環境変化を背景に新たな分譲地の造成が進められております。一方で、市内では工場等の建設に適した産業用地を確保することが難しくなっていることから、IT関連企業等の誘致に向けて市内中心部における空店舗等の活用を促すなど、企業が投資しやすい環境整備を進めています。

新たな企業の進出、操業により、既存企業との連携強化による地場産業の振興や雇用機会の確保など地域経済の活性化が期待されます。そのため、本市の地理的優位性や地域資源などの情報を効果的に発信するなど、今後も積極的な誘致活動を進めることが必要となります。

■ 施策の内容

(1) 経営基盤の強化と創業の促進

主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○経営の安定化や生産性向上に向けた設備の近代化、合理化に対する資金繰り等の支援（産業港湾部産業振興課） ○中小企業者の経営の革新、成長や組織化に対する支援（産業港湾部産業振興課） ★関係機関と連携した相談体制や情報の提供などによる円滑な事業承継に向けた支援（産業港湾部産業振興課、産業港湾部商業労政課） ★関係機関と連携した相談体制、創業希望者の掘り起こし、補助制度などによる創業の支援（産業港湾部産業振興課、産業港湾部商業労政課） 				
指 標	関係機関と連携した支援による新規創業者数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H29）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36件</td> <td>40件</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	36件	40件
基準値（H29）	目標値（R10）				
36件	40件				

(2) ネットワークの形成と地場産業の活性化

主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ★産学官金や異業種連携などのネットワーク形成によるイノベーションの推進（産業港湾部産業振興課） ○地域資源や地場企業が有する技術力、知的財産を活用した付加価値の高い製品開発の促進（産業港湾部産業振興課） ○地域の強みを生かした地場製品のブランド化（産業港湾部産業振興課） 				
指 標	製造業の付加価値額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H28）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>624億円</td> <td>650億円</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H28）	目標値（R10）	624億円	650億円
基準値（H28）	目標値（R10）				
624億円	650億円				

(3) 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓

主な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ★新たな販売ルートとなる国内販路の開拓と全国の物産展や展示会、商談会などへの出展支援（産業港湾部商業労政課） ★海外展示商談会などを通じたアジアなど新たな市場における販路開拓（産業港湾部産業振興課） 				
指 標	製造業の製造品出荷額等 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H28）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,704億円</td> <td>1,800億円</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H28）	目標値（R10）	1,704億円	1,800億円
基準値（H28）	目標値（R10）				
1,704億円	1,800億円				

(4) 企業誘致活動の強化

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★首都圏等でのプロモーション活動や地場企業とのビジネスマッチングの推進（産業港湾部産業振興課） ○企業の設備投資動向などの把握に向けた情報収集ネットワークの構築と強化（産業港湾部産業振興課） ○東京事務所に企業誘致推進役を配置し訪問活動を強化（産業港湾部産業振興課） ○小樽市企業立地促進条例に基づく固定資産税の課税免除等による新規操業や設備投資の支援（産業港湾部産業振興課） 				
指 標	<p>課税免除による支援を活用した設備投資件数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">基準値（H30）</td> <td style="background-color: #d9ead3;">目標値（R1～10合計）</td> </tr> <tr> <td>7件</td> <td>70件</td> </tr> </table>	基準値（H30）	目標値（R1～10合計）	7件	70件
基準値（H30）	目標値（R1～10合計）				
7件	70件				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
地場企業に活力があると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画
- ・ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画
- ・ 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画

■現状と課題

本市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約800万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有しています。今や、観光は、消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出しており、本市の基幹産業の一つと言え、新千歳空港とアジア圏を始めとする諸外国との直行便就航や北海道新幹線の札幌延伸など、未だ大きな可能性を秘めています。

しかしながら、観光客の滞在時間が短いことや観光スポットが固定化していること、ホスピタリティの向上などが課題となっており、本市が観光都市として更に発展するためには、観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを目指す必要があります。

このため、小樽運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、体験プログラムの充実を通じ、滞在型観光へ結び付けていくことや施設などのハード面の整備、本市の魅力の情報発信を継続して実施するなど、小樽の魅力を深める取組が必要です。

また、今後の観光振興において、点在する資源を面として活用する広域連携は不可欠であると考えられ、豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を持つ後志圏域や日本遺産認定のストーリーと連携した広域なルートづくりを目指しつつ、北海道新幹線の札幌延伸を意識した地域連携についての検討や新たな観光推進組織「地域DMO」の設立など、小樽の魅力を広げる取組が必要となっています。

さらに、観光は、小樽を支える基幹産業の一つですが、そのことについての市民周知がまだ不足しており、また、市民と観光客が交流する機会も少ないのが現状です。今後は、外国人観光客に対して、日本におけるマナーやルールを伝えるとともに、市民に対して、観光情報やホスピタリティの在り方の周知に努め、外国人観光客の国別の習慣や文化の違い、小樽の歴史や文化などの情報を提供し、観光に対しての理解を深め、小樽に一層愛着を持ってもらえるよう、観光客と交流する機会の提供や外国人観光客との相互理解を深めるなど、小樽の魅力を共有する取組が必要です。

■ 施策の内容

(1) 小樽の魅力を探る取組

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★国内外でのキャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化（産業港湾部観光振興室） ○旬の食材やイベントなど、四季の魅力発信の強化（産業港湾部観光振興室） ○地域特性を生かした歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築（産業港湾部観光振興室） ○朝里川温泉、天狗山、北運河など、市内に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘（産業港湾部観光振興室） ★外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備（産業港湾部観光振興室） ○日本遺産を活用した観光振興の推進（産業港湾部商業労政課、産業港湾部観光振興室）【共5-4都市景観】 ○夜の魅力づくりなどによる滞在型観光に向けたプランの拡充（産業港湾部観光振興室） ★映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進（産業港湾部観光振興室） ○山からの眺望など、山が有する魅力の発信（産業港湾部観光振興室） ★歴史や水辺を生かした港湾空間やクルーズ客船を活用した誘客活動の推進（産業港湾部港湾室、産業港湾部観光振興室） 											
	指標 宿泊客延数		観光客満足度									
	<table border="1"> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> <tr> <td>885,100人</td> <td>974,000人</td> </tr> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	885,100人	974,000人	<table border="1"> <tr> <th>基準値（H25）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> <tr> <td>91.30%</td> <td>95.00%</td> </tr> </table>	基準値（H25）	目標値（R10）	91.30%	95.00%		
基準値（H29）	目標値（R10）											
885,100人	974,000人											
基準値（H25）	目標値（R10）											
91.30%	95.00%											
	指標 観光客消費額											
	<table border="1"> <tr> <th>基準値（H25）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> <tr> <td>1,255億円</td> <td>1,500億円</td> </tr> </table>	基準値（H25）	目標値（R10）	1,255億円	1,500億円							
基準値（H25）	目標値（R10）											
1,255億円	1,500億円											

(2) 小樽の魅力を広げる取組

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★地域DMO設立など観光推進体制の強化（産業港湾部観光振興室） ○後志や札幌市などとの広域的な観光圏形成の推進（産業港湾部観光振興室） 							
	指標 北後志6市町村宿泊客延数							
	<table border="1"> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> <tr> <td>1,202,100人</td> <td>1,323,000人</td> </tr> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	1,202,100人	1,323,000人			
基準値（H29）	目標値（R10）							
1,202,100人	1,323,000人							

(3) 小樽の魅力共有する取組

主 な 取 組	<p>○外国人観光客の文化や習慣の違いについての情報提供など、外国人観光客と市民との相互理解の推進（産業港湾部観光振興室）</p> <p>○市内の歴史・文化・芸術について学ぶ機会の提供など、市民の観光への意識を高める活動の推進（産業港湾部観光振興室）</p> <p>○子供向けホスピタリティ向上のためのメニューの検討など、観光教育の充実に向けての提案（産業港湾部観光振興室）</p> <p>○市民が観光ガイドを行うなど、市民が観光客とふれあう機会の提供（産業港湾部観光振興室）</p>				
指 標	<p>観光客に伝えたい小樽の良さがあると答えた市民の割合（アンケート）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #c6e0b4; text-align: center;">基準値（R1）</td> <td style="background-color: #c6e0b4; text-align: center;">目標値（R10）</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">基準値より増</td> </tr> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
観光都市であることに魅力や活力を感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・ 第二次小樽市観光基本計画（平成29～令和8年度）

■現状と課題

小樽港は、外国貿易港として開港 120 年を迎えた歴史のある港です。これまで、時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進め、商港として発展してきました。

しかし、人口減少や太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物量はピーク時の 4 割程度に減少し、物流事業者では高齢化による労働力不足が深刻化しています。このため、国内貨物の誘致、東アジア諸国、ロシアなどの対岸諸国、北米地域などとの貿易拡大による物流の活性化を図るとともに、長距離フェリー等の利用促進による効率的で持続可能な物流体系の構築を図っていくことが必要となっています。

一方クルーズ船の誘致活動や受入体制の充実を進めてきたことで、道内有数の寄港地として知名度も向上してきていますが、更に経済効果を高めるため、様々な協力・連携体制を強化しながらクルーズ船誘致に取り組む必要があります。また、国内外の観光客や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められており、特に第 3 号ふ頭及び周辺地域はクルーズ振興とにぎわいある交流空間として、新たな魅力の創出に取り組み、市内経済の活性化につなげていくことが必要となっています。

また、近年は港湾施設の老朽化が顕著となっており、計画的な老朽化対策の推進や既存施設の有効活用、適正な港湾施設の維持管理に努めるほか、自然災害に対する防災対策の取組を進め、安全で安心して利用できる港湾空間を確保していくことが必要となっています。

これらの課題に対して、長期構想の策定や港湾計画の改訂において、長期的な視点に立った小樽港の将来像を定め、取り組んでいくことが必要です。

石狩湾新港は、道央圏のエネルギー供給拠点、食品・リサイクル貨物などの集積拠点としての機能の充実が進んでいますが、小樽港とともに北海道日本海側の拠点港として更なる発展をしていくためには、それぞれの特性を生かしつつ相互に連携していく必要があります。また、石狩湾新港の背後地域においては、札幌圏の地理的優位性を生かして、今後とも未利用地を活用し、企業立地を推し進めるなど本地域を更に活性化する必要があります。

■ 施策の内容

(1) 物流の活性化

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★小樽港の利用促進に向けたポートセールスの強化（産業港湾部港湾室） ○中国定期コンテナ航路の拡充強化（産業港湾部港湾室） ○東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易促進（産業港湾部港湾室） ○長距離フェリー航路の利用活性化（産業港湾部港湾室） ○物流機能の集約化・更新による効率的な港湾空間の形成（産業港湾部港湾室） ○ポートサービスの向上（産業港湾部港湾室） 				
指標	<p>小樽港の年間取扱貨物量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,307万トン</td> <td style="text-align: center;">基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	1,307万トン	基準値より増
基準値（H30）	目標値（R10）				
1,307万トン	基準値より増				

(2) 「みなと観光」拠点の創出

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化（産業港湾部港湾室） ★クルーズ船受入機能の拡充、歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間を創出する第3号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進（産業港湾部港湾室） ○第3号ふ頭及び周辺地域を核としたみなとオアシスの登録（産業港湾部港湾室） 				
指標	<p>クルーズ船の道内寄港数における小樽港の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20.79%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	20.79%	30%
基準値（H30）	目標値（R10）				
20.79%	30%				

(3) 安全・安心対策の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★計画的な老朽化対策による港湾機能の確保（産業港湾部港湾室） ○災害時における物流機能の確保、防災対策の推進（産業港湾部港湾室） ○港湾施設の適正な維持管理による安全性の確保（産業港湾部港湾室） 				
指標	<p>老朽化対策を行う岸壁数の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">33.3%</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	33.3%	50%
基準値（H30）	目標値（R10）				
33.3%	50%				

(4) 石狩湾新港との連携

主な取組	<p>○小樽港と石狩湾新港との相互連携による両港の利用促進（総務部企画政策室、産業港湾部港湾室）</p> <p>○石狩湾新港管理組合への参画を通じた石狩湾新港地域の活性化（総務部企画政策室）</p>					
指標	<p>両港のタグポート相互利用等のポートサービス連携により寄港した船舶の隻数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th style="width: 50%;">基準値（H29）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>107隻</td> <td>基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>		基準値（H29）	目標値（R10）	107隻	基準値より増
基準値（H29）	目標値（R10）					
107隻	基準値より増					

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
港に魅力や活力を感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽港港湾計画
- ・小樽港将来ビジョン
- ・第3号ふ頭及び周辺再開発計画
- ・若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画
- ・石狩湾新港長期構想
- ・石狩湾新港港湾計画

■現状と課題

国内の労働市場では、有効求人倍率がバブル期並みの水準になるなど人手不足感が高まっています。また、少子高齢化による生産年齢人口の減少や主要先進7か国の中では低い労働生産性が経済成長への制約として懸念されています。

本市における有効求人倍率は、平成21年度に0.36倍にまで落ち込んだ後は上昇を続け、ここ数年は1.0倍を超えています。職種別の有効求人倍率には格差が見られ、求職者側と求人側との意向等が一致しないことから、求職者は就職に至らず、企業の人材不足も解消されない状況にあります。また、産業構造や非正規雇用割合の高さなどを背景に、北海道における若年者の早期離職率は全国よりも高い状況にあり、本市においても特に若年者の職場定着が課題となっています。

このため、安定した雇用を確保するため地場産業を振興するとともに、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、特に、若年者の市外流出が顕著となる中で、若年者の地元定着に向けた取組や早期離職対策、女性や高齢者などへの就労支援を図る必要があります。また、多様な人材が柔軟に働き方を選択することへの対応や長時間労働を是正し処遇改善を図るための業務効率化など、経営者の意識改革が求められています。

外国人の就業においては、平成31年4月に特定技能1号及び2号の在留資格が創設され、新たに特定技能外国人の受入れが始まり、受入れ機関となる市内事業者には雇用契約や支援計画（日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援）の適正な実施が求められています。

情報通信技術の進展がもたらす経済構造の変化、国境を越える経済活動の活発化及び技術革新に対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図る必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方への対応が求められる中で、全ての勤労者が健康で快適な生活を送ることができる労働環境の整備が求められています。

■施策の内容

(1) 安定した雇用の確保

主な取組	○企業誘致の推進及び新規創業や地場企業の活性化を支援（産業港湾部商業労政課、産業港湾部産業振興課）	
指標	雇用保険一般被保険者数	
	基準値（H30.10）	目標値（R10）
	33,492人	33,492人

(2) 多様な人材の就労支援と地元定着の促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★若年者に対するキャリア教育や地元企業とのマッチング機会の創出など、地元企業への定着促進及び早期離職対策への取組（産業港湾部商業労政課） ★女性の就業を促進するための取組（産業港湾部商業労政課） ★シルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会を確保（産業港湾部商業労政課）【共2-2高齢者福祉】 ○外国人の日本語習得を支援するなどの取組（産業港湾部商業労政課） ○U I J ターン希望者に対する求人情報の提供（総務部企画政策室、産業港湾部商業労政課） 			
指標	新規高卒者の市内就職割合		シルバー人材センター登録会員数	
	基準値（H29）	目標値（R10）	基準値（H30.10）	目標値（R10）
	40.7%	50.0%	387人	387人

(3) 職業能力の開発・向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○職業能力の開発や向上のため、北海道職業能力開発大学校との連携などによる人材育成を推進（産業港湾部商業労政課） ○小樽市事業内職業訓練センターを活用し、必要な技能の習得及び向上を支援（産業港湾部商業労政課） ○季節労働者通年雇用促進協議会の事業活動を支援（産業港湾部商業労政課） 			
指標	市が指定する人材育成セミナーの受講者数			
	基準値（H30）	目標値（R10）		
	80人	80人		

(4) 労働環境の整備

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○労働環境の実態を把握するための調査を実施（産業港湾部商業労政課） ○労働時間や最低賃金、労働安全衛生などに関する制度等の周知及び啓発（産業港湾部商業労政課） ○労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保など、外国人雇用に関する制度等の周知及び啓発（産業港湾部商業労政課） ○勤労者福祉向上のための共済制度の推進（産業港湾部商業労政課） 			
指標	適正な労働環境であると感じている市民の割合（アンケート）			
	基準値（R1）	目標値（R10）		
		基準値より増		

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
働きやすいと感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・ 小樽市地域雇用創造計画

4-1 上下水道

■現状と課題

本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。平成29年度末の水道普及率^{※1}は99.9%、下水道普及率^{※2}は99.0%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。

上下水道施設については、老朽化した施設もあることから、機能を維持するため、適正な維持管理による老朽施設の延命化と効果的な改築・更新を進めるとともに、耐震化などによる災害に強い施設づくりや、将来需要に対応した施設の効率化などを進めていく必要があります。

上下水道事業の経営については、将来の人口減少や景気動向などを考慮し、持続可能で効率的な事業経営に努めなければなりません。市民を対象とした「水に関するアンケート」^{※3}では、上下水道事業への理解が不足しているとの結果が出ていることから、市民の視点に立った事業経営を目指すため、わかりやすい情報を提供することが求められています。また、本市には、「近代水道百選」や「土木学会選奨土木遺産」に選定された歴史的価値のある水道施設を有していることから、その有効活用や、循環型社会へ貢献するため、再生可能エネルギーの利活用などによる環境負荷の低減を図る必要があります。

災害などによる上下水道施設への被害は、市民生活に大きな影響を与えることから、早期に施設の機能を回復させるための、危機管理対策の充実が不可欠です。このため、業務継続計画の充実や応急資機材の確保とともに、近隣自治体との相互応援体制の強化など、広域連携の推進を図ることが重要になっています。

※1 水道普及率 = 給水人口 / 行政区域内人口

※2 下水道普及率 = 処理可能区域内人口 / 行政区域内人口

※3 平成29年6月から7月に実施したアンケートのこと（市民約3千人に発送）。

■ 施策の内容

(1) 安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★信頼性の高い水質検査体制の維持と水質管理の強化（水道局水質管理課、水道局浄水センター） ○給水装置や小規模貯水槽の適正管理についての周知及び指導・助言（水道局サービス課） ○河川や海など公共用水域の水質保全に向けた下水道の接続促進（水道局サービス課）【Ⓔ5-2 循環型社会】 ○事業場に対する排水の水質検査や立入指導の強化による適正な放流水質の維持（水道局水処理センター） 			
	水質分析機器 ^{※4} の整備更新数		事業場排水の水質検査実施箇所数	
指標	基準値	目標値 (R1～10合計)	基準値	目標値 (R1～10合計)
	—	25基	—	400か所

※4 水質分析機器総数52基（平成30年度末現在）

(2) 上下水道機能の維持・強化

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道施設の適正な維持管理（水道局浄水センター、水道局水処理センター） ★老朽施設の延命化と効果的な改築・更新（水道局管路維持課、水道局整備推進課） ★耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（水道局管路維持課、水道局整備推進課）【Ⓔ4-7防災・危機管理】 ○将来需要などに対応した上下水道施設の効率化・最適化（水道局整備推進課） 			
	導水・送水・配水管の更新延長 ^{※5}		下水道設備の整備更新数 ^{※6}	
指標	基準値	目標値 (R1～10合計)	基準値	目標値 (R1～10合計)
	—	34.3km	—	184基

※5 法定耐用年数を経過した管路延長153.6km（平成30年度末現在）

※6 下水道設備総数699基（平成30年度末現在）

(3) 経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★財務体質の強化に向けた高い収納率の維持と新たな経費節減への取組（水道局総務課、水道局業務課） ○広報誌やイベントなどを通じた広報活動の充実（水道局総務課） ○歴史的価値のある資産の有効活用（水道局整備推進課、水道局総務課） ○小水力発電など再生可能エネルギーの利活用の推進（水道局整備推進課） 			
	水道料金、下水道使用料の収納率			
指標	基準値 (H29)		目標値 (R10)	
	水道 99.3%	下水道 99.3%	水道 99.3%	下水道 99.3%

(4) 危機管理対策の充実と広域連携の推進

主な
取組

★応急資機材の確保やマニュアルの充実などによる危機管理体制の強化（水道局総務課）
○近隣自治体との連携による組織力の強化や災害時における広域連携の推進（水道局総務課）

指
標

災害対策訓練実施回数

基準値（H30）	目標値（R10）
4回	5回

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
上下水道に満足している市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョン（令和元～10年度）

4-2 道路・河川

■現状と課題

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急勾配の道路が数多く存在します。これらの中には側溝や舗装などの老朽化が進行しているものが数多くあるほか、未舗装のものもあることから、緊急度や交通量、事業効果などを勘案した上で、道路の適切な整備や維持管理を行う必要があります。

また、橋りょうやトンネルなどの大規模な道路構造物のほか、照明など道路附属物の老朽化が進む中で、日常のパトロールとともに定期的な点検を実施し、ライフサイクルコストの縮減を目指した計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保を図る必要があります。

一方、市内には北海道が管理する勝納川や朝里川などの比較的大きな河川のほかに、本市が管理する中小河川が数多く存在します。本市が管理する河川では護岸などの河川施設の老朽化が進行していることから、河川の氾濫などによる水害を未然に防ぐため、河川の適切な整備や維持管理が必要となっています。

このため、老朽化した河川施設の修繕や継続的な河川しゅんせつ^{※1}による水害対策の強化、沈砂池^{※2}のしゅんせつによる水質の浄化などを進める必要があります。

※1 「しゅんせつ」…河川などの水底をさらって土砂等を取り除くこと。

※2 「沈砂池」…河川から取り入れた水から砂や泥を沈殿させるための人工池のこと。

■施策の内容

(1) 道路の整備、維持管理									
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★老朽化した道路や未舗装道路の改良（建設部建設事業室） ○側溝整備などによる排水機能の強化（建設部建設事業室） ★老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（建設部建設事業室）【Ⓜ4-7防災・危機管理】 ○道路施設の修繕計画の更新（建設部建設事業室） 								
	指標	道路改良工事等で側溝や舗装などを新設又は改良する市道の整備延長	小樽市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕を完了する橋りょう数						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R1～10合計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20km</td> </tr> </tbody> </table>		基準値（H30）	目標値（R1～10合計）	—	20km	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5橋</td> <td style="text-align: center;">37橋</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R6）	5橋
基準値（H30）	目標値（R1～10合計）								
—	20km								
基準値（H30）	目標値（R6）								
5橋	37橋								

(2) 河川の整備、維持管理

主な取組	○老朽化した河川施設の修繕等（建設部建設事業室）【 共 4-7防災・危機管理】 ○継続的な河川しゅんせつによる水害対策の強化（建設部建設事業室） ○継続的な沈砂池しゅんせつによる小樽運河の水質維持（建設部建設事業室）			
	河川しゅんせつの延長		沈砂池のしゅんせつ箇所	
指標	基準値（H30）	目標値（R10）	基準値（H30）	目標値（R6）
	2.5km	3.0km	4か所	4か所

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
道路の整備や維持管理が適切に行われていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市橋梁長寿命化修繕計画（平成27～令和6年度）
- ・小樽市道路ストック修繕更新計画（平成27～令和6年度）

4-3 住宅

■現状と課題

本市の既成市街地は、傾斜地に家が建ち、敷地や道路が狭あいで、老朽化した木造住宅も多く、人口減少に伴い空き家も増加している状況にあります。

また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者の誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境の確保が求められています。

このため、民間住宅についてはバリアフリー化や耐震化を含めたリフォームを促進し、安全で安心して暮らせる住環境の形成が必要となっています。

また、市営住宅については、市民の住宅セーフティネット^{※1}としての役割が求められていることから、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなかへの居住の推進を図るため、計画的に建替え、改善及び用途廃止を進める必要があります。

空家等については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供、管理不全な空家等の解消のほか、移住・定住の促進などに向けた有効活用が求められています。

人口対策として移住希望者などに、豊かな自然やまちなみと調和した安全で快適な住みよいまちとしての情報をホームページなどで発信するとともに、効果的な情報提供方法等の検討を進める必要があります。また、今後も移住体験ツアーなど本市を体感できる機会を提供するほか、移住希望者のニーズを把握し、移住を支援する取組を実施するなど、選ばれるまちとなる必要があります。

※1【住宅セーフティネット】…経済的理由などで住宅を確保できない市民に対し、柔軟かつ公平に賃貸住宅や住宅資金を提供するための仕組みや制度のこと

■ 施策の内容

(1) 安全・安心で快適な住宅の促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅エコリフォーム助成制度、介護保険居宅介護住宅改修費の給付など、住宅の居住性や機能向上を図るための各種助成による支援（建設部建築住宅課、医療保険部介護保険課） ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や木造住宅の耐震診断の実施に向けた支援（建設部建築指導課）【共4-7防災・危機管理】 ○土砂災害警戒区域等の指定の促進（建設部都市計画課） 				
指標	住宅エコリフォーム助成制度による助成件数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7件</td> <td>20件</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	7件	20件
基準値（H30）	目標値（R10）				
7件	20件				

(2) 市営住宅の整備活用

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善（建設部建築住宅課） ○子育て世帯への市営住宅供給（建設部建築住宅課） ○高齢者、障がい者対応住宅の供給及び建替え時におけるユニバーサルデザインの導入（建設部建築住宅課） ○利便性の高いまちなかなどへの市営住宅の供給の検討（建設部建築住宅課） 				
指標	子育て世帯向け住宅の供給戸数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10戸</td> <td>30戸</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	10戸	30戸
基準値（H30）	目標値（R10）				
10戸	30戸				

(3) 空家等対策

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等に関する相談窓口の周知に努め、民間関係団体や関係部署との連携を図るなど相談・実施体制を充実（建設部建築指導課） ○空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すため、広報誌など様々な手段を用いて空家等対策の周知・啓発を推進（建設部建築指導課） ★特定空家等^{※2}への措置や解体に係る助成制度等の推進による管理不全な空家等への対応（建設部建築指導課） ○民間関係団体との連携や空き家・空き地バンク制度の活用による空家等の利活用対策の推進（建設部建築指導課） 				
指標	管理不全な空家の解体件数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R1～10合計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18件</td> <td>200件</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R1～10合計）	18件	200件
基準値（H30）	目標値（R1～10合計）				
18件	200件				

※2「特定空家等」…「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する空家等のことで、近隣に悪影響を与えている危険な空家等をいう。

(4) 移住促進に向けた情報提供などの充実

主 な 取 組	<p>○ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築（総務部企画政策室）</p> <p>★東京圏からの移住者に対する支援金支給（総務部企画政策室）</p> <p>★空き家・空き地バンク制度や移住希望者の体験ツアーなどによる住宅土地の情報提供（総務部企画政策室、建設部建築指導課）</p> <p>○若年層や子育て世代、高齢者など、ターゲットやライフステージに合わせた効果的な情報提供や移住希望者のニーズ把握の方法などを検討（総務部企画政策室）</p>				
指 標	<p>移住相談窓口を利用した移住人数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">基準値（H21～30合計）</td> <td style="background-color: #d9ead3;">目標値（R1～10合計）</td> </tr> <tr> <td>112人</td> <td>146人</td> </tr> </table>	基準値（H21～30合計）	目標値（R1～10合計）	112人	146人
基準値（H21～30合計）	目標値（R1～10合計）				
112人	146人				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
快適な住環境と感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市住宅マスタープラン（平成27～令和6年度）
- ・小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（平成22～令和元年度）
- ・（仮称）新小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（令和2～11年度）
- ・小樽市耐震改修促進計画（平成28～令和2年度）
- ・小樽市空家等対策計画（平成29～令和3年度）

■現状と課題

本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に支障が出ることが少なくなく、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。

少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。

ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に平成31年4月現在232か所設置されていますが、稼働後15年以上経過した施設は約9割となり、計画的な更新が必要になっています。

雪堆積場等については、地形的に山坂が多く、古くからまちなみが形成されていることから陸域での土地の確保が難しく、また、現在使用している雪堆積場についても土地利用や周辺環境の変化により将来にわたり使用できるか課題があります。

■施策の内容

(1) 効率的な雪対策の充実

主 な 取 組	★地域総合除雪※ ¹ による安全な交通の確保（建設部建設事業室）	
	★効率的で持続可能な雪対策の検討（建設部建設事業室）	
指 標	○除雪機械の計画的な維持・更新（建設部建設事業室）	
	○国道・道道の道路管理者との除雪体制連絡会議の充実（建設部建設事業室）	
	○交通事業者や教育機関との連携の強化（建設部建設事業室）	
	○ロードヒーティング設備の計画的な維持・更新（建設部建設事業室）	
指 標	除排雪等に対する「市民の声」件数※ ²	
	基準値（H20～29平均値）	目標値（R1～10平均値）
	2,680件	2,100件

※1「地域総合除雪」…歩道や車道の除排雪、凍結路面などの管理を一括して実施する総合的な除排雪

※2「市民の声」…市民からの要望、苦情等

(2) 市民との協働による雪対策の検討

主 な 取 組	★雪対策に関する市民周知や市民からの意見聴取（建設部建設事業室） ○砂まきボランティア制度の充実（建設部建設事業室） ○貸出ダンプ制度などの市民協働のあり方の検討（建設部建設事業室）	
指 標	砂まきボランティアの登録数	
	基準値（H30）	目標値（R1～10平均値）
	153件	180件

(3) 雪堆積場等の確保

主 な 取 組	★恒久的な雪堆積場等 ^{※3} の確保に向けた情報収集、調査（建設部建設事業室） ○雪堆積場等の拡充に向けた検討（建設部建設事業室）	
指 標	雪押場数	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	439か所	530か所

※3「雪堆積場(ゆきたいせきじょう)」…道路管理者や市民が排雪した雪を堆積する大規模な空地

「雪処理場(ゆきしよりじょう)」…道路管理者や市民が排雪した雪を海水等で融かす場所

「雪押場(ゆきおしば)」…道路管理者が除排雪作業に使用する小規模な道路沿いの空地

「雪置場(ゆきおきば)」…市民が除排雪作業に使用する小規模な空地

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
冬期間、安全に移動できる道路が確保されていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・ 小樽市除排雪計画
- ・ (仮称) 小樽市雪対策基本計画
- ・ (仮称) ロードヒーティング長寿命化計画

■現状と課題

本市には多くの急傾斜地をもつ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、狭い道路や老朽化した建築物が多く見られ、都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。また、全市的な人口減少の進行により、市全域において低密度化してきており、生活利便性の低下も懸念されています。

中心市街地においては、市民ニーズの多様化、総合的な商業業務機能の低下に対して、市街地機能の再生が求められています。特に小樽駅前周辺は、観光客が増加する中、人と車が混在している駅前広場や再開発が行われてから相当な年数が経過し耐震基準に満たないビルの再整備など、中心地としての機能や魅力の向上、安全性の確保が課題となっています。

周辺の市街地においては、既存の都市基盤や低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の特性などを踏まえた上で、公共交通と連携を図りながら都市機能の適正な配置と誘導に努め、自然環境と調和した暮らしやすく機能的な市街地形成を進めていく必要があります。

また、市内には、北海道新幹線新小樽（仮称）駅が設置される予定となっており、北海道新幹線の札幌延伸による地域の活性化やにぎわい効果等が期待されています。今後は、その効果を地域全体に生かすため、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

■施策の内容

（1）中心市街地の整備

主な取組

- ★小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整（建設部新幹線・まちづくり推進室）
- 第2次小樽市都市計画マスタープランの策定と推進（建設部都市計画課）

指標

中心市街地の歩行者通行量（年2回（1回当たり平日・休日の2日間）の調査値の合計）

基準値（H30）	目標値（R10）
25,590人	28,100人

(2) 周辺市街地の整備

主な取組	○各地域における生活利便施設等の土地利用の実態などについて調査及び整備手法の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室）
	○地域拠点と地域公共交通網のあり方についての検討（建設部新幹線・まちづくり推進室）
	○第2次小樽市都市計画マスタープランの策定と推進（建設部都市計画課）【再掲】

暮らしやすい環境が形成されていると感じている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
	基準値より増

(3) 新幹線を活用したまちづくりの取組

主な取組	★北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業効果の波及に向けた官民連携によるアクションプランの推進（建設部新幹線・まちづくり推進室）
	○北海道新幹線建設工事に伴う新小樽（仮称）駅の周辺整備等（建設部新幹線・まちづくり推進室）
	○多様なツールを活用した新幹線に関する情報の発信や開業前イベントの開催などによる開業に向けた機運の醸成（建設部新幹線・まちづくり推進室）

北海道新幹線札幌延伸後に新幹線を利用すると答えた市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
	基準値より増

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
中心部のにぎわいや商業・サービス機能に満足している市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市都市計画マスタープラン
- ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画

■現状と課題

都市内交通においては、人口減少などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、交通事業者の経営環境は厳しさを増しています。

しかし、その一方で、高齢化の進行などに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な足を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。

このため、地域公共交通については、利便性の向上と利用促進を図っていくとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、関係者との連携を図りながら維持していく必要があります。

広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。

また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。

これらの交通環境を維持・改善するために、これまでも基盤整備などが進められてきており、近年では、本市と後志圏を結ぶ後志自動車道の開通や国道5号の防災事業などにより、交通の円滑化や安全性・利便性の向上が図られています。

こうした基盤整備等に当たっては、社会状況の変化に応じ、効果的な整備を行うため、今後も引き続き関係機関に対し、要望活動を展開していく必要があるほか、長期にわたって未整備となっている都市計画道路等について、そのあり方を含め必要な計画の見直しなどを行っていく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 持続可能な交通ネットワークの構築

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化（建設部新幹線・まちづくり推進室） ★バス路線の効率化や適正な運賃の設定の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○企画乗車券等による利用促進策の検討など、地域公共交通の利用促進策の展開（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○北海道新幹線新小樽（仮称）駅の二次交通対策の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○並行在来線の経営分離に伴う広域交通等のあり方の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） 				
指標	<p>バスの「運行頻度」・「運行間隔」における不満足割合（アンケート）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H30）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">49.2%</td> <td style="text-align: center;">基準値より減</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	49.2%	基準値より減
基準値（H30）	目標値（R10）				
49.2%	基準値より減				

(2) 交通基盤・交通環境の整備・充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★都市内交通及び広域交通にかかる道路整備等について、国や北海道などへの要望活動を実施（建設部都市計画課、建設部新幹線・まちづくり推進室）、総務部企画政策室） ○長期末整備都市計画道路の必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、適正な道路網を形成（建設部都市計画課） 				
指標	<p>市内を車で円滑かつ安全に移動できていると感じている市民の割合（アンケート）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（R1）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
地域公共交通に対して満足している市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・（仮称）小樽市地域公共交通網形成計画（令和元～7年度）
- ・小樽市都市計画マスタープラン
- ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画

■現状と課題

本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震、台風、融雪期の増水などにより、崖崩れや地滑り、津波、高潮、河川のはん濫などの災害が起こる可能性があります。

このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、災害に備えた啓発活動や警戒避難体制の強化、最低限の行政サービスを確保するための本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせ、災害による被害を最小化するとともに被災しても速やかに回復できる、強さとしなやかさを併せ持つ強靱なまちづくりを、平時から計画的に進めていく必要があります。

また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後、増加が見込まれる在留外国人などには、市などが災害対応を行う「公助」やお互いに助け合う「共助」が大きな役割を果たすことから、地域で助け合う自主防災組織の育成を進め、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携・協力体制、防災関係機関・民間団体・他自治体との応援協力体制などを強化していく必要があります。

災害時の医療体制については、医師会や市内医療機関との連携、災害拠点病院（災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院）である小樽市立病院の機能の充実、医療機関における被災状況の情報収集・発信体制の整備を進めており、医療活動が災害時に有効に機能するには、これまで整備してきた体制の充実強化を図ることが重要です。

さらに、これらの災害対応のほか、国民保護法における武力攻撃事態等が発生した場合に備え、住民等を安全な場所へ避難させるための体制づくりを進めるなど危機管理体制の強化の必要があります。

■ 施策の内容

(1) 防災対策の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え（総務部企画政策室） ★災害時の業務体制強化のための本市業務継続計画の策定と推進（総務部災害対策室） ○市民・事業所などによる訓練や防災講習会などを通じ、地域住民の防災意識の啓発を推進（総務部災害対策室） ○急傾斜地崩壊防止施設の整備、砂防施設の整備、海岸保全施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定等による防災対策の促進（建設部都市計画課、総務部災害対策室） ○市有建築物の計画的な耐震化の推進（建設部建築指導課） ★民間大規模建築物の所有者に対する耐震改修補助等の支援（建設部建築指導課） ○老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（建設部建設事業室）【共4-2道路・河川】 ○老朽化した河川施設の修繕等（建設部建設事業室）【共4-2道路・河川】 ○耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や木造住宅の耐震診断の実施に向けた支援（建設部建築指導課）【共4-3住宅】 ○耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（水道局管路維持課、水道局整備推進課）【共4-1上下水道】 				
指標	<p>多数利用建築物の耐震化率</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>87%</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	87%	95%以上
基準値（H30）	目標値（R10）				
87%	95%以上				

(2) 災害応急活動体制や危機管理体制の強化

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所における災害備蓄品の整備（総務部災害対策室） ★防災・災害情報の収集手段及び市民や観光客、在留外国人などへの伝達手段の充実（総務部災害対策室、産業港湾部観光振興室） ★自主防災組織の拡充、住民組織やボランティア及びその関係団体との協力体制の充実（総務部災害対策室） ○防災関係機関、民間団体、他の自治体との応援協力体制の充実（総務部災害対策室） ○避難行動要支援者に対する避難支援の充実（総務部災害対策室） ○小樽市地域防災計画の医療救護計画に基づく災害時の医療体制の充実強化（保健所保健総務課、小樽市立病院事務部事務課） ○国民保護措置の的確迅速な実施のための庁内体制の整備及び関係機関との連携強化（総務部災害対策室） 				
指標	<p>自主防災組織力バー率</p> <p>（自主防災組織力バー率）＝（自主防災組織等地域世帯数）÷（本市世帯数^{※1}）×100</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H30）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22%</td> <td>60%（北海道が公表（H29）している全道平均以上）</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	22%	60%（北海道が公表（H29）している全道平均以上）
基準値（H30）	目標値（R10）				
22%	60%（北海道が公表（H29）している全道平均以上）				

※1 平成31年3月31日現在 63,415世帯

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
災害に強いまちづくりができていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市地域防災計画
- ・小樽市国民保護計画
- ・小樽市耐震改修促進計画（平成28～令和2年度）
- ・第二次小樽市観光基本計画（平成29～令和8年度）
- ・（仮称）小樽市業務継続計画

4-8 消防

■現状と課題

近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、消防署や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な消防体制の強化を図る必要があります。

火災発生件数及び火災による死者数は、近年減少傾向にあり、火災予防の施策に一定の成果が見られますが、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携し住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、救急救助体制の充実も求められています。

消防団は、地域防災力の中核として重要な組織であります。近年、消防団員は減少傾向にあります。このため、消防団員の加入促進を図るとともに、資機材や装備を充実させ、地域防災力の充実強化に取り組む必要があります。

■施策の内容

(1) 警防体制^{※1}の整備

主な 取 組	★車両、資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化（消防本部警防課）	
	○消防署所及び車両の適正配置（消防本部警防課、消防本部総務課）	
	○聴覚・言語機能障害者が音声によらない円滑な緊急通報を行える「Net 1 1 9 通報システム」の導入（消防本部警防課）	
	○避難行動要支援者からの緊急通報に対応するシステムの構築による出動体制の迅速化（消防本部警防課）	
指 標	○外国人からの1 1 9番通報に対し、言語の支障なく対応するための電話通訳センターを介した多言語対応の推進（消防本部警防課）	
	消防車両更新台数	
	基準値（H30）	目標値（R1～10合計）
	—	15台

※1「警防」…消防業務のうち、火災の防御・消火に係る業務及び1 1 9番通報を受信し、出動指令を出す指令業務のことをいいます。

(2) 火災予防の推進

主な取組	<p>★予防行事や広報媒体等を通じた住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理を主とした住宅防火対策の推進（消防本部予防課）</p> <p>○各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携した市民及び事業所に対する防火意識の啓発及び防火対策のポイント、住宅用火災警報器の奏功事例等の火災予防につながる安全・安心情報の発信（消防本部予防課）</p>	
指標	住宅用火災警報器の設置率	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	72%	83%

(3) 救急救助体制の充実

主な取組	<p>○応急手当の普及促進及び各種災害等に対応する救急救助体制の充実（消防本部救急課、消防本部警防課）</p> <p>○救急救命士の計画的養成による、より高度な救急サービスの提供（消防本部救急課）</p> <p>○救急車を緊急性の高い事案に適切に活用するため、救急車の適正利用を推進（消防本部救急課）</p>	
指標	救命講習会開始からの修了証発行者数	
	基準値（H29）	目標値（R10）
	7,470人	12,000人

(4) 消防団の強化

主な取組	<p>○機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度の導入を含めた消防団員の加入促進の取組の強化（消防本部総務課）</p> <p>○消防団活動で使用する資機材及び装備品の整備の推進（消防本部総務課）</p>	
指標	消防団員の充足率	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	81%	90%

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
消防体制（火災・救急・救助・予防）が整っていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・（仮称）小樽市消防長期構想（令和元～10年度）

4-9 生活安全

■ 現状と課題

近年、市内の人身事故に係る交通事故の発生状況については、発生件数・死亡者数ともほぼ横ばい傾向ですが、高齢者が加害者又は被害者となる交通事故が全国的に問題化しており、本市も例外ではありません。毎年、各種の交通安全運動や啓発運動、また、子どもや高齢者向けの交通安全教室や講話を開催しておりますが、特に、高齢者を対象とした交通安全の啓発を推進する必要があります。

防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数は減少しておりますが、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は増加傾向にあり、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組や街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。

消費生活の安定と向上に向けては、相談窓口として「小樽・北しりべし消費者センター」を設置しておりますが、消費生活関連の問題が多様化・複雑化してきているため、消費生活相談員の対応力の向上を図るほか、消費者自らの対応力を高めていく必要があります。

これら生活安全に関する施策については、警察を始めとする関係機関と連携しながら、官民一体となった効果的な取組を推進していく必要があります。

■ 施策の内容

(1) 交通安全の推進										
主な取組	★高齢者等を対象とした交通安全講話の推進（生活環境部生活安全課） ○幼児、小学生を対象とした交通安全教室の推進（生活環境部生活安全課、教育部学校教育支援室） ○街頭指導や小中学校などでの夜光反射材や啓発資料等の配布（生活環境部生活安全課、教育部学校教育支援室） ○交通事故防止に向けた警察等との連携強化（生活環境部生活安全課）									
	交通安全教室・講話回数		高齢者向け交通安全講話回数（左記内数）							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82回</td> <td>90回</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	82回	90回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22回</td> <td>30回</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	22回	30回
基準値（H29）	目標値（R10）									
82回	90回									
基準値（H29）	目標値（R10）									
22回	30回									
指標	交通事故（人身事故）発生件数		高齢者(65歳以上)の運転による人身事故発生件数（左記内数）							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>246件</td> <td>基準値より減</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	246件	基準値より減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68件</td> <td>基準値より減</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	68件	基準値より減
	基準値（H29）	目標値（R10）								
246件	基準値より減									
基準値（H29）	目標値（R10）									
68件	基準値より減									
歩行者被害の発生状況		高齢者(65歳以上)の歩行者被害の発生状況（左記内数）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56人</td> <td>基準値より減</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	56人	基準値より減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23人</td> <td>基準値より減</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	23人	基準値より減	
基準値（H29）	目標値（R10）									
56人	基準値より減									
基準値（H29）	目標値（R10）									
23人	基準値より減									

(2) 防犯体制の推進										
主な取組	○防犯団体への支援による自主防犯活動の推進（生活環境部生活安全課） ○街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成により防犯灯数を確保（建設部庶務課）									
	刑法犯※1認知件数		町会等が保有する街路防犯灯のLED灯への更新数							
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>486件</td> <td>基準値より減</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	486件	基準値より減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,324灯</td> <td>13,943灯</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	13,324灯	13,943灯
	基準値（H29）	目標値（R10）								
486件	基準値より減									
基準値（H30）	目標値（R10）									
13,324灯	13,943灯									

※1「刑法犯」…殺人、強盗、暴行、傷害、窃盗、詐欺、賭博などの犯罪

(3) 消費生活の安定と向上

主な取組

- 消費者研修等への参加による相談員の対応力の向上（生活環境部生活安全課）
- 移動消費者教室等による消費者被害防止の啓発（生活環境部生活安全課）

指標

消費者相談の件数

基準値（H29）	目標値（R10）
1,002件	800件

■市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
交通事故や犯罪の対策が図られており、安全に安心して生活できていると感じている市民の割合		基準値より増

■関連計画

- ・小樽市交通安全計画（平成28～令和2年度）

5-1 環境保全

■現状と課題

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭など都市生活型公害が顕在化し、より快適な環境を求める意識が高まる中で、工場や事業場の監視や指導の強化、開発行為に対する事前協議など、公害を未然に防止するための対応が求められています。

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。温暖化防止の意識の普及と啓発に努めていくことで、エネルギーの有効利用を推進し、環境負荷の低減を図る必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負荷の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

■施策の内容

(1) 市民生活における環境保全対策の徹底

主な取組	○市民の健康を守るための大気汚染・水質汚濁などの環境調査の継続（生活環境部環境課） ○公害を未然に防止するための工場・事業場に対する監視・指導及び開発行為等に対する事前協議の徹底（生活環境部環境課）	
	大気及び水質の環境基準値超過件数	
指標	基準値（H30）	目標値（R10）
	0件	0件

(2) 地球温暖化防止対策の推進

主な取組	★地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減するための市民に対する節電等の環境配慮行動の啓発（生活環境部環境課） ○環境に対する負荷を低減するための再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究（生活環境部環境課）	
	地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合（アンケート）	
指標	基準値（R1）	目標値（R10）
		基準値より増

(3) 環境意識の高揚

主な取組	○市民との協働による地域における環境保全のボランティア活動の推進（生活環境部ごみ減量推進課）	
	○様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進（生活環境部環境課）	
指標	清掃ボランティア参加数	
	基準値（H29）	目標値（R10）
	12,055人	12,600人

(4) 人と自然の共生

主な取組	○北海道指定の環境緑地保護地区・自然景観保護地区・記念保護樹木について北海道との連携による保全（生活環境部環境課）	
	○小樽市指定の保存樹木・保全樹林についての保全（建設部新幹線・まちづくり推進室）	
指標	環境緑地保護地区・自然景観保護地区・記念保護樹木・保存樹木・保全樹林の数	
	基準値（H30）	目標値（R10）
	保護地区7か所（北海道指定7） 樹木15か所（北海道指定2、小樽市指定13）	保護地区7か所（北海道指定7） 樹木15か所（北海道指定2、小樽市指定13）

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
良好で快適な環境の保全が図られていると感じている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市環境基本計画（平成27～令和6年度）
- ・小樽市温暖化対策推進実行計画（平成24～令和3年度）

5-2 循環型社会

■現状と課題

市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の813gから平成29年度には461gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。

また、市民一人1日当たりの生活系資源物排出量は、生活系ごみからの移行による増加を見込みましたが、排出抑制の施策等による減量効果もあって、近年は微増という状況になっています。

これまでも分別や適正排出の啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制(Reduce)」「再使用(Reuse)」「再利用(Recycle)」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少に加え、近年、社会問題となっている食品ロス問題や災害発生時の廃棄物にも対応した将来の収集や処理体制についても、考えていく必要があります。

事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度の有料化により減量化が図られ、平成11年度の48,545トンから大きく減少し、平成13年度以降は2万トン前後で推移していますが、排出量の50%を超える生ごみ類の減量が課題となっています。

主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破碎残さ等を埋め立て処分する一般廃棄物最終処分場については、かさ上げによる拡張整備を進め延命化を行います。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋め立て処分する産業廃棄物最終処分場についても、今後延命化に取り組んでいく必要があります。

し尿は、老朽化した施設に替えて、平成27年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽^{※1}で処理していない炊事、洗濯、風呂などの生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。

※1「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などの排水）を浄化するための設備

■ 施策の内容

(1) 3Rの推進に向けた自主的な取組への支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★ 集団資源回収など自主的な活動への支援（生活環境部ごみ減量推進課） ○ エコショップ認定制度の推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○ 循環型社会の形成に向けた資源回収環境の整備（生活環境部ごみ減量推進課） ○ 食品ロス削減への情報提供・啓発活動の推進（生活環境部ごみ減量推進課） 				
指標	市民一人1日当たりの生活系資源物排出量 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>142g/人・日</td> <td>165g/人・日</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	142g/人・日	165g/人・日
基準値（H29）	目標値（R10）				
142g/人・日	165g/人・日				

(2) ごみ・資源物の適正処理

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★ ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施（生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所） ○ 事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進（生活環境部ごみ減量推進課） ○ ごみ処理にかかる北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画（生活環境部管理課） ○ 最終処分場の維持管理及び拡張整備（生活環境部管理課） ○ 不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施（生活環境部ごみ減量推進課） 				
指標	市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>461g/人・日</td> <td>425g/人・日</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	461g/人・日	425g/人・日
基準値（H29）	目標値（R10）				
461g/人・日	425g/人・日				

(3) し尿などの適正処理

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道処理可能区域外※2の合併処理浄化槽の設置促進に向けた周知、啓発（生活環境部管理課） ○ 河川や海など公共用水域の水質保全に向けた下水道の接続促進（水道局サービス課）【Ⓜ4-1 上下水道】 				
指標	合併処理浄化槽設置数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>115基</td> <td>127基</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	115基	127基
基準値（H29）	目標値（R10）				
115基	127基				

※2「下水道処理可能区域外」…市街化区域の中で下水道事業計画に定めていない区域、及び市街化調整区域

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
ごみの適正な排出や、3Rを心掛けている市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市一般廃棄物処理基本計画(平成27～令和6年度)及び実施計画(毎年度)
- ・小樽市分別収集計画（平成29～令和4年度）
- ・小樽市生活排水処理基本計画（平成23～令和2年度）

5-3 公園・緑地

■現状と課題

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後とも市街地の緑を含めた保全に努め、潤いと安らぎのあるまちづくりを進める必要があります。

少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、公園に求められるニーズの変化の把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、地域に配慮して進めていく必要があります。

市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

■施策の内容

(1) 緑の保全

主な取組	○市街地に残された貴重な樹木樹林の保全など、今ある緑の保全（建設部公園緑地課） ○身近にふれあえる緑地や街路樹などの保全（建設部公園緑地課、産業港湾部港湾室）	
	中心市街地の市道 ^{※1} における、街路樹本数	
指標	基準値（R1）	目標値（R10）
	287本	287本

※1 大通線、龍宮線、入船線、浅草線、本通線、中央通線、公園通線、於古発川通線

(2) 公園・緑地の整備推進と維持管理の充実

主 な 取 組	<p>○公園・緑地の整備、緑化等の推進を目的に、緑の基本計画の見直し検討と定期的な推進管理（建設部都市計画課）</p> <p>★公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備（建設部公園緑地課）</p> <p>○子供から高齢者まで、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化を取り入れ、安全で安心して利用できる公園づくりと維持管理の充実（建設部公園緑地課、産業港湾部港湾室）</p>				
指 標	<p>市街地における、公園の整備や維持管理状況について、良くなったと感じる市民の割合（アンケート）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（R1）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

(3) 市民との協働による緑化の推進と支援

主 な 取 組	<p>★市民参加による緑化や花壇づくりの推進（建設部公園緑地課、生活環境部生活安全課）</p> <p>○緑化に関する活動団体への支援、及び人材の育成、情報提供や技術の普及（建設部公園緑地課）</p>				
指 標	<p>市民参加による、緑化関連等の活動イベント開催数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（R1）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">6回</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）	4回	6回
基準値（R1）	目標値（R10）				
4回	6回				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
公園やまちなかの緑に満足している市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市緑の基本計画（平成16～令和2年度）
- ・小樽市公園施設長寿命化計画（平成25～令和4年度）
- ・奥沢水源地 保存・活用基本構想

5-4 都市景観

■現状と課題

変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物といった本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。

本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年に景観条例を改正した上で、その翌年には、より良好な景観の形成を目指して「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定しました。

景観条例に基づき、平成30年3月現在において、歴史的建造物96件を登録、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定し、景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定しており、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。

さらに、平成24年に北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定し、本市独自の許可基準を設け景観の保全に努めています。

しかし、老朽化が進む歴史的建造物などの保全及び活用には技術的な課題を伴うことがあり、さらには維持補修のために多額の経費を要することもあるため、これらの課題解決に向けた所有者への支援が求められています。

また、近年は観光客が多く訪れる一部の小樽歴史景観区域において、景観に配慮しない屋外広告物が見受けられ、改善が課題となっています。

法や条例、景観計画に基づく指導・助言によって、良好なまちなみ景観を誘導するとともに、市民との協働により、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を更に進めていくことが必要となっています。

■ 施策の内容

(1) 歴史的建造物の保全及び活用

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○歴史的建造物を活用するための支援策の検討（建設部新幹線・まちづくり推進室） ○日本遺産を活用した観光振興の推進（産業港湾部商業労政課、産業港湾部観光振興室）【共3-5観光】 ○「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（教育部生涯学習課）【共6-2文化芸術】 				
指 標	指定歴史的建造物の指定件数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H30）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79件</td> <td>79件</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H30）	目標値（R10）	79件	79件
基準値（H30）	目標値（R10）				
79件	79件				

(2) まちなみ景観の創出

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ★景観条例・屋外広告物条例等の周知や適切な運用による、まちなみに配慮した建築物等の景観誘導の推進（建設部新幹線・まちづくり推進室） 				
指 標	小樽のまちなみに愛着を持っている市民の割合（アンケート） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（R1）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

(3) 自然景観等の保全

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○保存樹木及び保全樹林の指定による自然景観などの保全（建設部新幹線・まちづくり推進室） 				
指 標	小樽の海や山などの自然景観に愛着を持っている市民の割合（アンケート） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（R1）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>基準値より増</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（R1）	目標値（R10）		基準値より増
基準値（R1）	目標値（R10）				
	基準値より増				

(4) 市民との協働による景観形成

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物めぐりや都市景観賞等、市民への景観形成意識の啓発 ○「景観まちづくり協議会」や「ふるさとまちづくり協働事業」による自主的な景観形成活動への支援（建設部新幹線・まちづくり推進室） 				
指 標	歴史的建造物めぐり等の啓発事業への応募件数 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th>基準値（H29）</th> <th>目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>165件</td> <td>180件</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	165件	180件
基準値（H29）	目標値（R10）				
165件	180件				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
小樽のまちなみに愛着を持っている市民の割合 (再掲)		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市都市景観形成基本計画
- ・景観法に基づく「小樽市景観計画」
- ・小樽市歴史文化基本構想

6-1 社会教育

■現状と課題

少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的発展など、社会を取り巻く環境が著しく変化する中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下や核家族化の進展などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的発展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。

また、一人ひとりが、生涯を通じて自らの人生を設計し、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して、人生を豊かに生きるための環境を創りあげることが重要となります。

このため、今後の社会教育の推進に当たっては、家庭、学校、地域の連携を深め、相互の協働関係を構築するとともに、社会教育の担い手の育成や活動に参画するボランティアの養成を図り、地域全体で子どもの学習機会の提供や家庭の教育力を向上することが求められています。

また、市民大学講座やはつらつ講座など市民の学習ニーズへの対応については、民間の講座と連携を図りながら事業の継続・充実を図るほか、放送大学をはじめ国や北海道等が実施する社会教育事業について市民への情報提供を行うなど様々な学習機会を提供していくことが求められています。

生涯学習プラザや図書館、総合博物館などの社会教育施設は、地域の「学び」の拠点施設として、利活用を促進し、各世代にわたる様々な学習課題に対応する事業の積極的な実施や情報発信を行う必要があります。

■施策の内容

(1) 「学び」と「活動」の循環の推進

主 な 取 組	★社会教育団体などと連携した取組の推進（教育部生涯学習課） ○地域で活動する人材の育成（教育部生涯学習課）	
	地域のボランティアと連携して実施する教育支援活動推進事業の回数	
指 標	基準値（H29）	目標値（R10）
	2,553回	2,600回

(2) 生涯各期における学習機会の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★市民の多様な学習ニーズに応じた「市民大学講座」、「はつらつ講座」、「やんぐすくーる」、「生活講座」などの学習講座の開催や「老壮大学」の活動支援（教育部生涯学習課、福祉部地域福祉課、生活環境部勤労青少年ホーム、生活環境部勤労女性センター） ○家庭教育支援に関する講座等の充実（教育部生涯学習課） ○生涯学習プラザや学校施設の活用促進（教育部生涯学習課） 				
指標	<p>「市民大学講座、はつらつ講座、やんぐすくーる、生活講座、老壮大学」の人口に対する参加者の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H29）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1%</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	2.1%	2.2%
基準値（H29）	目標値（R10）				
2.1%	2.2%				

(3) 図書館の利活用の促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★「学校ブックフェスティバル」の開催など、学校図書館などとの連携による子どもが自ら読書に親しめる環境の整備（教育部図書館） ○郷土資料の収集・保存、レファレンス機能の充実（教育部図書館） ○読み聞かせボランティアなどの市民ボランティア団体等との協働事業や大学等の他団体との様々な連携による事業の拡大（教育部図書館） 				
指標	<p>市民一人当たりの貸出冊数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H29）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.02冊</td> <td>3.2冊</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	3.02冊	3.2冊
基準値（H29）	目標値（R10）				
3.02冊	3.2冊				

(4) 総合博物館の利活用の促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ★地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究や資料収集（教育部総合博物館） ★資料展示や企画展、科学体験などを重視した普及講座の充実（教育部総合博物館） ○動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復（教育部総合博物館） ★学校教育と連携した学習支援の充実（教育部総合博物館） 				
指標	<p>入館者数（本館・運河館）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #c6e0b4;"> <th style="width: 50%;">基準値（H29）</th> <th style="width: 50%;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120,137人</td> <td>140,000人</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	120,137人	140,000人
基準値（H29）	目標値（R10）				
120,137人	140,000人				

(5) 文学館、美術館の利活用の促進

主 な 取 組	★特別展や企画展、講座の充実（教育部文学館・美術館） ○小樽にゆかりのある作家や作品の調査・研究、資料収集及び保存（教育部文学館・美術館）			
	入館者数（文学館）		入館者数（美術館）	
指 標	基準値（H29）	目標値（R10）	基準値（H29）	目標値（R10）
	11,387人	13,000人	11,690人	13,000人

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
生涯学習 ^{※1} に興味のある市民の割合		基準値より増

※1「生涯学習」…様々な機会において行う学習であり、生涯に行うあらゆる学習のこと。生涯いつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができるもの（学校教育も含む）。

■ 関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～5年度）
- ・小樽市子どもの読書活動推進計画（令和元～10年度）

6-2 文化芸術

■現状と課題

文化芸術は、情緒や感性を磨き、人々に心の豊かさや潤いのある生活を提供し、生きる上での喜びをもたらすことから、市民の文化芸術への関心が高まっており、本市の多様な文化芸術を更に発展させ、地域の活性化につなげることが期待されています。

本市には文化芸術を親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。

そのため、様々な文化芸術活動を行う市内の文化団体やアーティストに対して、活動の場の提供などの支援に努めるとともに、創作や発表する機会を拡充し、その活動内容を市民に周知することで、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図り、文化芸術活動の一層の活性化に努める必要があります。

また、本市には恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡を有します。

このため、これら先人が築いた豊かな郷土の文化遺産の一層の発掘に努めるほか、保存・管理の観点からの積極的な活用を推進し、小樽独自の文化を感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。


さらに本市では、地域に根付いた祭りや芸能のほか、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われています。

他方で、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な文化芸術活動において担い手の高齢化や減少が進むとともに、後継者不足や活動の縮小が大きな課題となっています。

このため、小学校における「ふるさと教育」などを通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化に触れ、参加する機会を拡充する必要があります。

■ 施策の内容

(1) 文化芸術の振興					
主な取組	<p>○「小樽市文化団体協議会」などの文化団体等への支援（教育部生涯学習課）</p> <p>★「小樽市文化祭」などの文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信（教育部生涯学習課）</p> <p>○アーティストバンクによる人材情報の充実と、市民の文化芸術に接する機会の拡大（教育部生涯学習課）</p> <p>○文化芸術活動を行う人材の育成と、指導者の養成や確保（教育部生涯学習課）</p> <p>○文化芸術に親しむ機会の提供と、「レピオフェスティバル」などの開催を通じた市民参加の拡大（教育部生涯学習課）</p> <p>○市民の自主的な文化芸術活動の場として市民会館、市民センター、公会堂などの公共施設の提供や指定管理者が行う自主事業などを通じての文化芸術鑑賞機会の充実（生活環境部生活安全課）</p>				
指標	<p>小樽市文化祭の人口に対する参加者の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H29）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	10%	12%
基準値（H29）	目標値（R10）				
10%	12%				

(2) 文化財などの保存と活用					
主な取組	<p>★「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（教育部生涯学習課）【5-4都市景観】</p> <p>○無形民俗文化財や無形文化財の保存継承のため児童生徒に学びの機会を創出するなど、市民参加の拡大（教育部生涯学習課）</p>				
指標	<p>文化財保存団体数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">基準値（H29）</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">目標値（R10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4団体</td> <td>4団体</td> </tr> </tbody> </table>	基準値（H29）	目標値（R10）	4団体	4団体
基準値（H29）	目標値（R10）				
4団体	4団体				

■ 市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
文化芸術の鑑賞や体験活動に参加したことのある市民の割合		基準値より増

■ 関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～5年度）
- ・小樽市文化芸術振興基本計画（平成20～令和元年度）
- ・小樽市歴史文化基本構想

6-3 スポーツ・レクリエーション

■現状と課題

ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションに対するニーズは高まっています。スポーツ・レクリエーションは、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。さらに、生涯各期において心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

近年は、スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになっており、スポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、医療費抑制効果があるとの調査結果もあります。

こうしたことから、スポーツを通じて心身の健康増進を図るため、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進める必要があります。

また、人口減少や少子化等の影響により競技人口が減少しているため、スポーツ団体と連携して次代を担う子どもたちを中心に競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、スポーツ団体への支援を行い、スポーツの振興と競技水準の向上を図る必要があります。

市内には多くの体育施設がありますが、その多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります。このため、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるような利用状況などを考慮しながら施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理による利用促進を図る必要があります。特に、利用者が多く耐震化の必要性が喫緊の課題となっている総合体育館や、市民の関心が高い、市民プールの整備を検討する必要があります。

■施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上

主な取組

- ★教育委員会や指定管理者の主催による各種スポーツ教室の開催（教育部生涯スポーツ課）
- 小中学校の屋内体育館を利用した学校開放事業の実施（教育部生涯スポーツ課）
- 市民歩こう運動や体力テスト会などの市民の健康・体力づくり推進事業の実施（教育部生涯スポーツ課）

指標

成人の週1回以上のスポーツ実施率（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
	65.0%

(2) スポーツ団体との連携と競技力の向上

主な取組

- ★市民スポーツ大会や運河ロードレース大会などの開催（教育部生涯スポーツ課）
- 各種スポーツ競技の普及啓発やスポーツ推進委員との連携（教育部生涯スポーツ課）
- ★子ども達のための各種スポーツ教室等の充実（教育部生涯スポーツ課）

指標

成人の週1回以上のスポーツ実施率（再掲）（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
	65.0%

(3) 体育施設の整備と利用促進

主な取組

- ★市民の健康増進と子どもたちのスポーツ振興に寄与する総合体育館と市民プールの整備の検討（教育部生涯スポーツ課）
- 安全で快適にスポーツができる施設の適正な運営による利用促進（教育部生涯スポーツ課）

指標

主な体育施設3施設（総合体育館、高島小学校温水プール、銭函パークゴルフ場）を利用する延べ利用者の人口に対する割合

基準値（H29）	目標値（R10）
128.4%	133.4%

■市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
気軽にスポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合		基準値より増

■関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～5年度）

6-4 国際交流

■現状と課題

社会のグローバル化が進み、様々な国や地域の人を訪れる本市においては、異なる文化を理解し合える国際的な感覚が求められています。

現在、姉妹都市であるナホトカ市（ロシア）、ダニーデン市（ニュージーランド）、ソウル特別市江西区（韓国）と、青少年交流や周年行事を中心に、使節団の相互訪問などを通じて安定的に交流を行っています。

姉妹都市などとの交流は、互いの文化に触れる貴重な機会であり、市民の国際感覚を養うとともに、都市間の友好を深め、本市の知名度向上や文化・経済の発展を図るため、今後も継続していくことが重要と考えられますが、ホストファミリーや通訳ボランティアなどの受入体制の充実や、公式文書の翻訳など専門性の高い業務を行う体制づくりが課題となっています。

本市に居住する外国人は増加傾向が続き、平成31年3月現在で約600人となっており、平成31年4月には新たに特定技能外国人の受入れが始まったことから、今後は更なる増加が予想されます。これらの方が本市での暮らしに魅力を感じ、安心して生活を送ることができるよう、言語学習や相談対応などのサポートが必要になってくると考えられます。また、外国人を共に地域社会を担う一員として受け入れる市民の理解も必要となってきます。

■施策の内容

（1）姉妹都市等との交流

主な取組

- ★ナホトカ市、ダニーデン市、ソウル特別市江西区との相互交流（総務部秘書課）
- ホストファミリーや通訳ボランティアの拡充（総務部秘書課）
- 国際交流団体等の活動への支援（総務部秘書課、産業港湾部観光振興室、教育部生涯学習課ほか）

指標

ホストファミリーと通訳ボランティアの登録者数

	基準値（H30）	目標値（R10）
ホストファミリー	54世帯	ホストファミリー 60世帯
通訳ボランティア	70人	通訳ボランティア 100人

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

主な取組

- ★本市に居住する外国人への言語学習や日本文化の理解促進などのサポート（総務部秘書課ほか）
- 本市に居住する外国人への多言語による情報提供や相談窓口開設の検討（総務部広報広聴課、産業港湾部商業労政課、生活環境部戸籍住民課ほか）
- 外国人の多様な文化の理解に向けた市民への啓発（総務部秘書課ほか）
- イングリッシュキャンプ等、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる国際理解教育の充実（教育部学校教育支援室）【 \oplus 1-2学校教育】

指標

在住外国人の日本語教室受講者数

基準値（H30）	目標値（R10）
17人	30人

■市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
国際交流に関心がある市民の割合		基準値より増

V 市政運営の基本姿勢

1 市民参加と協働によるまちづくりの推進

■現状と課題

小樽市自治基本条例の制定により、協働によるまちづくりに取り組んでいますが、限られた資源で市民が納得できるまちづくりを行っていくためには、市民との情報共有や市民参加を進め、地域課題を市民とともに解決していける組織体制を整えて、協働によるまちづくりをより一層推進していくことが必要です。

人口減少や少子高齢化がますます進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。また、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑・多様化する中、地域を支える人材の高齢化や担い手の不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されているため、様々な交流や活動を通じて、住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組めるよう、地域コミュニティ活動を活性化していくことが求められています。

これまでも、まちづくりに関わる市民団体等との協働による活動が行われ、民間企業や大学等との連携協定の締結や、産・学・官連携による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、それぞれの団体等が持つ資源を有効に活用することが必要と考えられます。

■ 基本的な考え方

(1) 市民参加型の市政運営の推進

市民一人一人が自治の主役として、自らの責任の下で主体的に考え、積極的にまちづくりに参加し、協働により豊かで活力ある地域社会の実現を図る、市民参加型の市政運営を進めます。

このため、ホームページ・広報誌・FMおたる・SNSなど多様な媒体を活用し、よりわかりやすい情報提供を行うことで、市政の情報共有を進め、市と市民がまちづくりの課題や方向性を共有できるよう努めます。

また、まちづくりなどを考えるワークショップやフォーラムの開催、アンケートの実施などのほか、積極的な市民との対話により、市民の意見やニーズの把握に努めるとともに、条例や計画等の案に対する意見等を求めるパブリックコメント制度や審議会等の市民公募委員候補者の登録制度など、市政に対する市民意見反映の機会の充実に努めます。

このほか、まちづくり団体への支援や、特定の施策への賛同を募る寄附制度の活用など、多様な手法により市民参加を促しながら、まちづくりを行う市民や地域コミュニティとの協力関係の構築及び包括的な支援を行う専門部署の設置に努め、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 地域コミュニティ活動の活性化

地域住民がまちづくりについて関心を持てるよう、地域ごとの魅力や特性を生かした活動等に積極的に参加できるような機会を増やし、その中で参加者が地域の諸問題について活発に意見を出し合い、解決に向けて活動できるように努めます。

また、地域で活動する町内会及びボランティア等の市民団体が、地域コミュニティ活動を自立的かつ継続的に行うために、リーダー的な役割を担う人材の育成や活動拠点の提供等、必要な支援の充実に努めます。

(3) 民間企業や大学等との連携

地域における課題解決力の強化のため、民間企業や関係団体、大学、研究機関等との連携を促進し、地域活動に必要な専門知識や能力、ノウハウ、資金などを活用した取組の推進に努めます。

2 持続可能な行財政運営の推進

■現状と課題

本市は、「真の財政健全化」に向けて、これまでに他会計や基金からの借入金の返済を計画的に進めていますが、近年の地方交付税の削減や市税収入が伸び悩む中で、必要な行政サービスを維持していかなければならず、厳しい財政状況にあります。

また、本市の財政は、収支改善プラン（令和元年度～令和7年度）における収支見通しにおいても、予算編成に当たって多額の財源不足が生じると試算しており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このため、プランに示した収支改善に向けた取組を進め、「収支の黒字化」と「財政調整基金の確保」を図り、国の動向も注視しながら、中長期的な収支を見据えた財政運営が必要となっています。

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、行政運営を経営と考え、最少の資源で最大の効果を発揮できるよう、施策を検証・改善していく仕組みづくりや、職員の資質能力の向上及び効率的かつ市民にわかりやすい組織づくりを行っていく必要があります。

また、スマートフォンが急速に普及し、IoTやAIなど、ICT関連の技術革新が進む中、市政においても子育てや教育、医療、介護、産業、除排雪、交通、防災など様々な分野で、こうした技術の導入によって市民等の利便性や施策の効果・効率の向上に寄与することが期待されます。

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、これまで多くの公共施設等^{※1}を整備してきましたが、これらの施設の老朽化が進んでいます。

しかしながら、今後も人口減少や、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれることから、公共施設等の総量をこれからの人口に見合ったものに最適化していくことや、人口構造の変化に対応した施設機能の在り方を検討する必要があります。

また、財政状況を取り巻く環境が厳しくなる一方、老朽化が進む多くの公共施設等について、今後は大規模改修や建替えなどが見込まれることから、更新費用と財政の見通しについての確に把握し、どのように維持管理していくかを検討する必要があります。

さらに、耐震化されていない施設については、建物の安全性の確保に向けた対策が必要です。

※1 小樽市公共施設等総合管理計画における用語で、「公共施設」、「インフラ施設」及び「公営企業施設」を意味します。

■ 基本的な考え方

(1) 財政健全化の推進

本市の財政は非常に厳しい状況にあり、将来に向けて持続可能な財政運営を進めていくには、人口や財政の規模に見合った行政経営や、引き続き行財政改革の取組を推進していく必要があり、限られた財源を効率的かつ有効的に活用できるよう、全ての事務事業について、その必要性や費用対効果を点検・検証の上、優先度による「選択と集中」を図ります。

また、産業・観光振興や企業誘致などにより税収増を図るほか、ふるさと納税制度の推進やクラウドファンディングの活用など自主財源の確保を図り、市民生活を守る行政サービスや魅力あるまちづくりを行うための財源確保に努めます。

◆ 関連計画 ◆

・ 小樽市収支改善プラン

(2) 効果的・効率的な行政経営の推進

総合計画の推進に当たっては、市民ニーズや客観的なデータなどの根拠に基づき、目的やターゲットを明確化した企画立案に努めるとともに、ICTの活用など多様な手法を比較検討し、課題解決に向けて費用対効果の高い事業展開を図ります。

また、行政評価により、指標の推移などから施策の効果や事業の妥当性などを点検するとともに、目標の達成に向けてより効果的・効率的に施策を展開できるよう、事業の見直しやスクラップアンドビルドを行うなど、継続的な改善に努めます。

重要な経営資源である「人」については、「小樽市人材育成基本方針」に基づき、多様な行政需要に対応できるように、職員に必要な接遇能力や専門的知識・技術などの「基礎的職務遂行能力」、「政策形成能力」、「マネジメント能力」、及び「行政経営能力」など、職階に応じた資質・能力の向上を図ります。特に若手・中堅職員については、将来、組織の中核を担うための意識と能力を育む研修などにより、計画的な育成に努めます。

また、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速に対応するとともに、市民ニーズの多様化に的確に対応できるよう、業務の改善や、効率的で市民にとって利便性の高い組織体制づくりに努めるほか、分野を横断した課題の共有と連携の強化により、組織全体としての課題解決力向上を図ります。

◆ 関連計画 ◆

・ 小樽市人材育成基本方針

(3) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化

今後、公共施設を更新する場合は周辺施設との複合化を進め、既存施設についても他用途への転換等を図ることにより、施設総量の削減と行政サービスの充実や効率化を目指します。

また、民間活力の活用や、予防保全型の維持管理^{※2}への転換を目指すことで、公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図るとともに、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努めます。

耐震性が確認されていない公共施設については、必要に応じて耐震診断を行い、重要度などに応じて、適宜、耐震化を進めます。

一方、市での有効活用が難しい公共施設については、積極的に売却、賃貸等を検討しますが、安全性に問題のある施設については、市民の安全を確保するために、適宜、除却を進めます。

なお、市内小中学校の再編に伴い閉校した学校については、平成24年3月に策定した「学校跡利用の基本的な考え方」に基づき、地域の意見や要望を聞きながら、また、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう、跡利活用を進めます。

◆関連計画◆

- ・小樽市公共施設等総合管理計画

※2 施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理の手法をいう。

3 広域連携の推進

■現状と課題

本市は、後志地域の東端に位置するとともに、大都市札幌と隣接し、道内各地と鉄道や高速道路・国道などの幹線道路で結ばれています。これらの交通網の利用と情報ネットワークの発達が相まって、市民の日常生活圏は広域化しており、行政サービスにおいても、行政区域の垣根を越えて、多様な市民ニーズに応えていくことが求められています。

人口減少社会の到来により、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを今後も維持し、提供し続けることが難しくなってくると予想されますが、生活に密接したサービスは安定的に提供していかなければなりません。

今後は、住民サービスの維持・向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が住民交流や経済交流のみならず、公共施設を相互利活用できる仕組みづくりなども必要となり、自治体ごとの特性を生かした適切な役割分担を踏まえながら、行政区域を越えた広域連携の取組をより一層推進することが求められています。

本市においては、北後志の中心市として定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺5町村と「北しりべし定住自立圏」を構成しているほか、札幌市との協定により「さっぽろ連携中枢都市圏」に参画しています。また、「石狩湾新港管理組合」、「石狩西部広域水道企業団」、「北しりべし廃棄物処理広域連合」、「北海道後期高齢者医療広域連合」などを関係自治体と組織しており、今後も構成団体と協力して事業を進めていくことが求められています。

また、道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸の早期完成など、複数の地域や団体で連携して取り組むべき課題が増える傾向にあることから、長期的な視点に立った広域的な取組が重要となっています。

■ 基本的な考え方

(1) 行政区域を越えた連携の推進

「北しりべし定住自立圏」及び「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村などとの緊密な連携や役割分担のもと、安定した住民サービスを効率的に提供するため、福祉、医療、防災、産業、交通、消防など、生活に関わりの深い分野についての事業を本市の独自性を保ちながら協力して推進します。

また、住民の利便性向上のため、文化・スポーツ施設などの公共施設等についても、個々の行政区域を越えて相互利用することについて検討します。

◆ 関連計画 ◆

- ・ 第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン
- ・ 北後志地域ごみ処理広域化基本計画
- ・ さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（札幌市策定）

(2) 広域的、長期的な課題解決への取組

高速道路をはじめとする幹線道路の整備促進や北海道新幹線の札幌延伸の早期完成については、関係市町村と共同して要望活動に取り組むなど、地域の共通課題の解決に向け、広域的な観点により事業の推進に努めます。

また、後志地域においては、管内全市町村が加盟する「後志総合開発期成会」を通じ、交通ネットワークの充実や観光を軸とした産業振興などについて、国や関係機関などへの要望活動に取り組めます。